

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年5月16日
【事業年度】	第40期(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
【会社名】	パレモ・ホールディングス株式会社
【英訳名】	PALEMO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 香西 雅弘
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
【電話番号】	052(581)6800
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当兼経理管理部長 笹野 信行
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅五丁目27番13号 名駅錦橋ビル6階
【電話番号】	052(581)6800
【事務連絡者氏名】	取締役管理担当兼経理管理部長 笹野 信行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
売上高 (千円)	18,257,361	17,907,189	17,513,597	15,941,204	15,040,684
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,321,812	△674,885	580,365	336,402	162,838
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損失(△) (千円)	△1,880,926	△1,393,794	562,003	411,775	△47,631
包括利益 (千円)	△1,880,926	△1,393,794	562,003	411,775	△47,631
純資産額 (千円)	1,808,466	418,479	1,245,509	1,642,632	1,580,383
総資産額 (千円)	9,992,916	9,218,333	8,769,026	8,426,469	6,988,866
1株当たり純資産額 (円)	148.61	32.07	79.22	112.24	107.07
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	△157.00	△116.88	46.82	34.24	△3.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	41.13	28.36	—
自己資本比率 (%)	17.7	4.2	14.1	19.3	22.4
自己資本利益率 (%)	—	—	69.6	28.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	4.1	5.3	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△1,155,954	△158,578	207,256	565,808	363,479
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	76,941	107,193	362,782	△80,717	△218,856
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	970,674	125,427	264,961	△584,751	△1,045,434
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	2,135,678	2,209,720	3,044,721	2,945,061	2,044,249
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	160 (1,708)	154 (1,468)	135 (1,320)	135 (1,128)	127 (1,075)

- (注) 1. 第36期、第37期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第36期、第37期及び第40期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数は期末正社員就業人員数であり、()内に臨時雇用者として嘱託社員及び1日8時間換算のパートタイマーを外書で記載しております。なお、嘱託社員及びパートタイマーは期中平均在籍人員を記載しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2021年 2 月	2022年 2 月	2023年 2 月	2024年 2 月	2025年 2 月
営業収入 (千円)	4,391,200	3,911,200	3,660,000	3,242,400	2,998,800
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	626,194	△997,949	566,208	380,803	12,599
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	179,843	△3,414,583	593,426	415,750	△43,805
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	12,051,384	12,051,384	12,051,384	12,051,384	12,051,384
A種優先株式	—	—	265	265	265
純資産額 (千円)	3,809,224	398,447	1,256,900	1,657,997	1,599,575
総資産額 (千円)	9,079,158	7,380,330	7,107,281	7,208,922	5,892,982
1株当たり純資産額 (円)	316.59	30.40	80.16	113.52	108.66
1株当たり配当額 普通株式 A種優先株式 (円)	— —	— —	— 55,000	— 55,000	— 55,000
(1株当たり中間配当額) (普通株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(A種優先株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	15.01	△286.35	49.43	34.57	△3.64
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	14.84	—	43.43	28.63	—
自己資本比率 (%)	41.5	4.9	17.5	22.8	26.9
自己資本利益率 (%)	4.8	—	73.9	28.8	—
株価収益率 (倍)	11.6	—	3.8	5.2	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	16 (15)	15 (13)	15 (10)	18 (8)	20 (8)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	60.0 (118.0)	44.1 (120.2)	65.5 (128.3)	62.1 (173.2)	49.3 (184.2)
最高株価 (円)	280	317	259	243	215
最低株価 (円)	161	121	110	169	102

- (注) 1. 第37期及び第40期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第37期及び第40期の自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
3. 従業員数は期末正社員就業人員数であり、()内に臨時雇用者として嘱託社員及び1日8時間換算のパートタイマーを外書で記載しております。なお、嘱託社員及びパートタイマーは期中平均在籍人員を記載しております。
4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所第二部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。なお、A種優先株式は非上場株式であるため、株主総利回り、最高株価及び最低株価は記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社の前身は、1981年2月にユニー株式会社運営本部内に発足いたしました「SSギャルフィット部」であります。同年6月には、「ギャルフィット太田川店」を1号店として開店し、営業を開始いたしました。以降、ユニー株式会社のショッピングセンター内に「ギャルフィット」「ファナー」「ライムストーン」のショップ名で出店を続け、1982年1月には「ギャルフィット事業部」として事業部体制を整え、出店エリアも関東、静岡、北陸へと拡大いたしました。1984年11月にはユニー株式会社より分社化し、株式会社パレモの設立に至りました。

沿革につきましては次のとおりであります。

年月	概要
1984年11月	株式会社パレモを設立（資本金1億円）
1985年2月	ユニー株式会社より「ギャルフィット事業部」の営業を譲受け、株式会社パレモとして名古屋市中村区名駅三丁目25番9号にて営業開始
1985年7月	路面店1号店「ギャルフィット原宿店」開店
1987年3月	東京営業本部開設
1996年2月	額面株式を5万円から50円に変更のため株式会社パレモ（形式上の存続会社）と合併
1998年2月	株式会社シーベレットより生活雑貨専門店を営業譲受
2000年8月	本社を愛知県稲沢市天池五反田町1番地へ移転 佐川物流サービス株式会社と物流業務委託契約を締結(当社呼称：小牧配送センター)
2001年8月	大阪本部開設
2003年8月	日本証券業協会に株式を店頭登録
2004年9月	全国47都道府県すべてに出店
2004年12月	日本証券業協会への店頭登録を取り消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年8月	株式会社東京インセンスよりバッグ・アクセサリ専門店を営業譲受
2008年1月	中国に独資による現地法人「巴麓夢(上海)服飾貿易有限公司」を設立
2008年6月	中国1号店上海久光百貨店にオープン
2009年6月	「巴麓夢(上海)服飾貿易有限公司」の全出資を譲渡
2010年4月	大阪証券取引所JASDAQ市場に株式を上場
2010年10月	大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2012年2月	株式会社鈴丹を吸収合併
2013年7月	東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に株式を上場
2016年10月	ユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社が保有する当社株式全てをエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合及びエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社に譲渡し、エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合及びエンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・ツー株式会社が当社の主要株主となる
2017年8月	持株会社体制への移行に伴い、株式会社パレモを「パレモ・ホールディングス株式会社」へ商号変更
2019年3月	東京証券取引所市場第二部に上場市場を変更及び名古屋証券取引所市場第二部に株式を上場
2019年7月	本社を愛知県名古屋市（現在地）へ移転
2021年8月	エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・スリー投資事業組合が保有する当社株式全てを株式会社西松屋チェーンに譲渡し、株式会社西松屋チェーンが当社の主要株主となる
2022年4月	市場区分見直しに伴い東京証券取引所市場第二部をスタンダード市場へ移行 名古屋証券取引所市場第二部をメイン市場へ移行
2023年12月	パレモ東京事務所移転

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、純粋持株会社である当社、連結子会社2社で構成され、衣料品及び雑貨を直接消費者に販売する専門店をチェーン展開することを主要な業務としております。

当社グループの事業にかかる位置づけ及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規則に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規則の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

名称	主な事業の内容
パレモ・ホールディングス株式会社	グループ戦略の立案、経営管理及びリスク管理、店舗不動産・店舗設備等の賃貸
株式会社パレモ	小売事業
株式会社ビックス	商品の納品代行業務

(1) 小売事業

小売事業は、レディースアパレル商品や雑貨を販売するために、複数のブランドを設け、全国のショッピングセンターでチェーン展開しております。

① レディースアパレルのブランド

10代後半から40代の女性をメイン顧客層とした婦人洋品・婦人服・服飾雑貨をトータル展開しております。

- ・「PALEMO STORE」・・・PALEMO STOREは、LUDIC PARK・Re-J&SUPURE・NOEMIE・Hare no hiのアパレル4ブランドのうち、3ブランド以上を複合展開するショップです。ブランドの垣根を越えて様々な商品を取り揃えることで、お客様に幅広い品揃えの中からお買い物をお楽しみいただける空間を提供します。
- ・「Ludic Park」・・・ファッションを楽しみたい大人の女性に、スタイリッシュなリラックスカジュアルを提案します。
- ・「Re-J&SUPURE」・・・「ぽっちゃり女子」の「可愛いがきつとみつかる♪毎日おしゃれを楽しみたいという願いが叶えられる♪」をコンセプトにしたセレクトショップです。今すぐ欲しいトレンドアイテムからドレスまで様々なシーンで着てもらえるお洋服・雑貨・ランジェリーをLL～4Lサイズを中心に品揃えしております。。
- ・「NOEMIE」・・・量産型・地雷系ファッションに特化したEC発のZ世代向けアパレルブランド。
- ・「Hare no hi/木糸土」・・・「ナチュラルライフ」をテーマに、アパレル、雑貨をトータルにコーディネート。ライフスタイルを提供します。
- ・「Lilou de chouchou」・・・いつまでもかわいく輝いていたい女性に向けて、毎日のHAPPYを演出します。エレガンスをベースに程よくトレンドを織り交ぜながらON&OFFあらゆるシーンも自分らしく楽しめる上品で女性らしいファッションを提案します。
- ・「DAISY MERRY」・・・大人の心と少女の心を持ち合わせたいくつになっても可愛くオシャレでいたい女性に向けて可愛いだけでなく、どこかボーイッシュ、ほんのりガーリーと、遊び心を取り入れた今欲しいリアルクローズを手頃なプライスで提案します。
- ・「FOREST HEART」・・・ファッションを楽しみたい大人の女性に、スタイリッシュなリラックスカジュアルを提案します。
- ・「RecHerie」・・・「フェミニン」をキーワードに、ベーシックでリラックス感のある大人のカジュアルスタイルを提案します。
- ・「DOSCH」・・・「クール」をキーワードに、流行に敏感な女性に向けて最新のトレンドファッションを提案します。
- ・「GAL FIT」・・・「フェミニン&クール」をテーマに、リラックス感のあるカジュアルスタイルとエッジの効いたモードスタイルを提案します。
- ・「suzutan」・・・「エレガンス&フェミニン」をテーマに、幅広い客層へ最新トレンドと着まわしのきくベーシックアイテムを提案します。

② 雑貨のブランド

幅広い年齢層の女性を主な顧客とした、生活雑貨、バッグ及び服飾雑貨を展開しております。

- ・「illusie300」・・・「日常に彩り」をテーマに、300円のプチプライスでライフスタイルを提案します。
- ・「INCENSE」・・・「MYBAGを探す楽しさや、見つけた時の喜びを共有できるBAG SHOP」。自分のスタイルを確立した大人の男女に、「オンリーワン」のバッグを提案します。

③ F C 事業

株式会社バロックジャパンリミテッドが有する「Azul by moussy」ブランドの商品販売に関してフランチャイズ契約し、店舗展開しております。

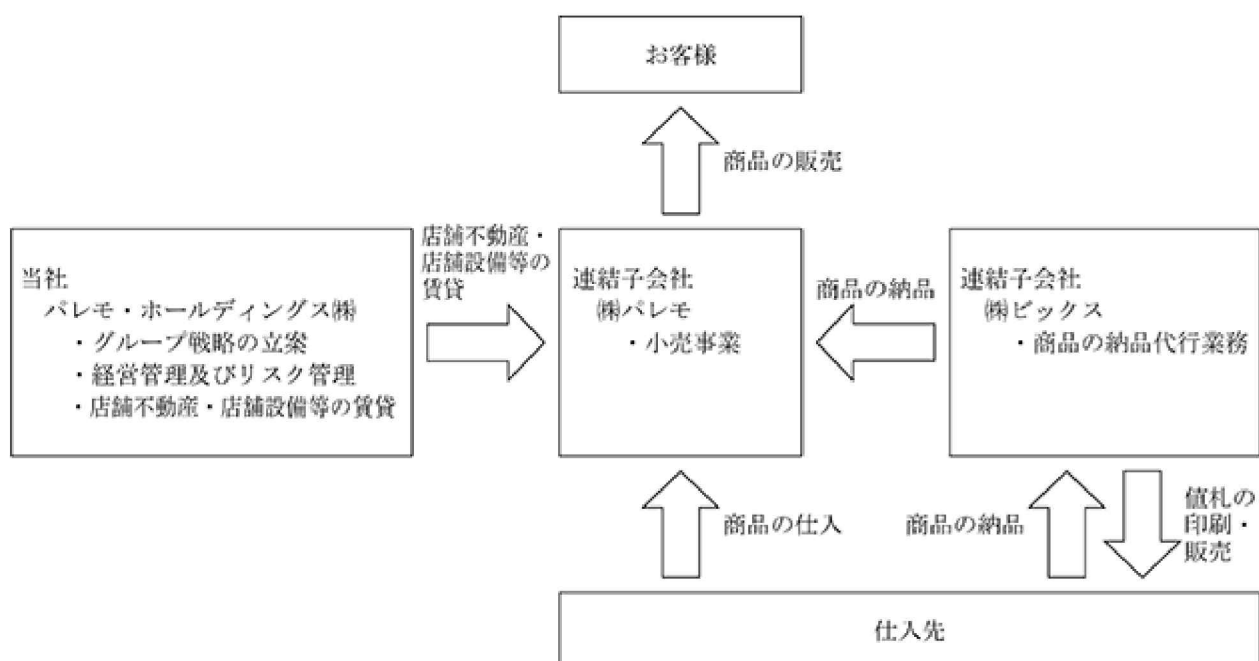
④ E C 事業

インターネットでの商品販売を行い、自社E Cサイトである「パレモバ」を展開しております。

(2) その他

子会社の株式会社ビックスの商品の納品代行業務であります。

事業の系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社パレモ (注) 1、2、3	愛知県 名古屋市 中村区	10,000	小売事業	100.0	役員の兼任3名
(連結子会社) 株式会社ビックス (注) 1	愛知県 一宮市	40,000	納品代行業務	100.0	役員の兼任3名

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 株式会社パレモについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	14,875,873千円
	② 経常損失(△)	△145,295千円
	③ 当期純損失(△)	△128,807千円
	④ 純資産額	△3,158,060千円
	⑤ 総資産額	2,332,229千円

3. 債務超過会社であり、2025年2月20日時点で債務超過額3,158,060千円となっております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年2月20日現在

部門の名称	従業員数（人）
小売事業	102 (1,036)
全社（共通）	25 (39)
合計	127 (1,075)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数欄（外書）は嘱託社員及びパートタイマーの年間平均雇用人数（1日8時間換算）であり、最近1年間の平均在籍人員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年2月20日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
20(8)	51.1	24.0	6,292

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 従業員数欄の()内は外書で嘱託社員5名及びパートタイマー3名（1日8時間換算）であり、最近1年間の平均在籍人員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、U Aゼンセン愛知県支部の一支部として2017年5月31日パレモ労働組合が結成されました。

なお、労使関係は円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

連結子会社	当事業年度				
	管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注) 1	男性労働者の育 児休業取得率 (%) (注) 2、3	労働者の男女の賃金の差異(%) (注) 1		
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
株式会社パレモ	24.3	0.0	41.8	79.3	115.7

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、経営理念として「パレモ信条」を掲げております。

パレモ信条

- 一、 私達はお客様の声を大切にします
- 一、 私達は明るく楽しく前向きに主体性ある職場をつくります
- 一、 私達は魅力あふれるブランドを提案します
- 一、 私達は自らの努力で高い目標に果敢に挑戦します
- 一、 私達は仲間と感動を通して輝かしい明日を創造します

また当社グループは、「パレモ信条」をもとに以下3つの目指すべき姿に向かって日々取り組むことで「夢のある、感動できる」企業を創業以来、目指し続けています。

- ・ 多様化するお客様一人ひとりの個性・嗜好にお応えすることで、存在感、存在価値のある専門店企業を目指します。
- ・ 暮らしに夢と感動を提案する企業として、いつもお客様に喜ばれる「旬」のお店作りを目指します。
- ・ 現状の業態にとどまることなく、時代の変化に対応して、新たな業態の開発に積極的に取り組みます。

(2) 目標とする経営指標

当社グループでは既存店売上高前年比を店舗営業力の評価基準としてとらえており、100%を上回る目標を定めております。

(3) 会社の対処すべき課題

① 収益の二本柱体制の確立

当社グループは、新型コロナウイルス後の社会情勢や、当社グループが属する専門店業界を取り巻く競争環境の変化が著しいなかにおきましては、アパレルと雑貨の収益の二本柱体制を確立することが、継続して黒字を計上し経営基盤の安定化を実現するうえで最も重要な課題と考えております。当連結会計年度より取り組んでおります「新中期経営計画」に則り、アパレルにおきましては、外出需要の回復を背景にMD（マーチャンダイジング）改革が進みましたが、今後は新規出店のほかEC（インターネット通販）をはじめとする成長分野への投資を拡大することで、「再成長」を実現してまいります。また、雑貨におきましては、競争力のある商品供給と、店舗の特性に合わせた最適な品揃えを進めることで、本格的な「再生」に取り組んでまいります。

② ガバナンス体制の強化とオペレーション改革の推進

当社グループを取り巻く環境は、緩やかな景気回復が進む一方で、円安や原材料費の高騰による物価上昇が続き、消費者の生活防衛意識が高まるなど先行き不透明な状況が続いております。このような環境のなかで当社グループとしましては、ガバナンスを効かせた仕入及び在庫コントロールの運用を継続するとともに、今後は、物流子会社を活用した店舗在庫の偏在解消によるプロパー消化率の向上にも取り組んでまいります。また、販売サービスレベルの向上と作業削減などを伴う店舗運営の効率化を実現するために、デジタルツールを活用した様々なオペレーション改革も継続してまいります。

③ 成長事業への投資と人材育成

当社グループが持続可能な経営を実現し、永続的安定成長を遂げていくためには、これまでの既存事業の収益改善のみならず、今後も変わりゆく時代の変化を敏感に捉え、将来の成長に向けた新たな業態やブランドの開発を進めていく必要があると考えます。特にZ世代向けブランドの拡充と、EC（インターネット通販）とリアル店舗の相互送客をはじめとしたOMO（オンラインとオフラインの融合）への取り組みは、CRM（顧客関係管理）を含めた顧客戦略の中心と位置づけて、積極的に取り組んでまいります。また、深刻な人手不足に対しましては、賃金の引き上げや処遇の改善推進に加え、店舗従業員のほか、新たな事業に挑戦できる人材の確保が重要な課題と捉えていることから、より多くの従業員が活躍できる場を広げるとともに、将来を見据えた次世代リーダーの育成にも注力してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループは、「～Doing it～」(皆様の豊かさ・成長・満足の実現のため過去から現在、そして未来へと続く、持続的な成長の実現を目指す)を企業理念として、経営における健全性、透明性などすべてを向上させるコーポレートガバナンスの強化と、株主・お客様・取引先・従業員・社会などすべてのステークホルダーの皆様と良好な関係を構築し、社会的信頼を確保することが、経営の最重要課題の一つとして認識しております。そのために持続可能な社会づくりに貢献できるよう、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティに関する重要課題の特定や取り組みを行っております。

(2) 戦略

① 環境負荷の軽減

当社グループの店舗においては、2018年度より新店の照明は全てLED化しており、既存店舗も改装等順次LEDを利用しCO2削減を進めております。また、全店舗にタブレット端末を導入しペーパーレス化を進め、今後も省エネルギーに努めております。

② 人的資本への取組

急激な変化による外部環境を適切に捉え、将来の成長を見据えた変革を実現するための人材戦略として、人材の確保・育成・活用を推進しております。また、性別・国籍・新卒・中途採用など様々な多様性を尊重し、幅広い人材が個性と能力を発揮できるようダイバーシティを推進しております。

従業員の健康・労働環境などの向上への取り組みとして、育児休業及び介護休業後における短時間勤務制度を導入しております。また、ワークライフバランスを実現するために、年次有給休暇の半日単位での取得制度による年次有給休暇取得促進や、新たにリフレッシュ休暇等を導入し、労働環境の改善・整備にも順次取り組んでおります。

(3) リスク管理

リスク管理に関する取り組みについては、リスクマネジメント基本規程を定めており、グループリスク管理の推進とその管理に必要な情報の共有化を図るため、代表取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を定期的に開催し、リスク管理体制のチェックを行い、改善点を洗い出すとともに新たなリスクの監視をしております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

詳細については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、上記(2)戦略に記載したとおり、人材の多様性の確保を含む人材育成に関して、次の指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は次のとおりであります。

指標	目標 (2027年2月期)	実績 (当連結会計年度)
管理職に占める女性労働者の割合	25.0%	23.4%

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性がある主な事項を記載しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、本稿においては将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在2025年2月20日において判断したものであります。

(1) 出店及び退店に関するリスク

当社グループでは、当連結会計年度末において、244店舗の展開を行っておりますが、そのほとんどはショッピングセンター内に賃借によるテナント出店を行っております。そのため、ショッピングセンターにおける商環境の変化に伴う集客力の影響を受けるほか、大規模小売店舗の開設・営業を規制する法令の影響を間接的に受けております。

また、当社グループにおける新規出店はショッピングセンターの新規開設や、既存のショッピングセンターのテナント入れ替え状況に影響を受けるほか、出店契約形態において定期賃貸借契約が増加していることに伴い、契約期間満了時に当社の意思に反して契約更新できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 店舗賃借の契約に関するリスク

当社グループでは、店舗の大半でデベロッパーである賃貸人に対し保証金を差し入れております。当連結会計年度末における差入保証金残高は、18億63百万円であり、デベロッパーの破産・倒産等賃貸人に生じた事由により回収不能が生じた場合には、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 固定資産の減損会計に関するリスク

当社グループでは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。当連結会計年度における減損損失計上額は1億87百万円であります。これは、営業活動から生じる損益が継続して赤字等となっている店舗で固定資産簿価の回収ができないと判断した店舗を対象としております。当社グループはスクラップ&ビルド政策を推し進めておりますが、ショッピングセンターの環境変化による収益悪化等、減損会計の対象店舗が増加した場合は、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 競合に関するリスク

当社グループでは、アパレル及び雑貨において複数の業態単位でショップブランドを展開しており、それぞれの業態において競合する企業が存在しております。当社グループでは常に同業他社との差別化をはかる運営を心掛けておりますが、当社グループが出店する同一ショッピングセンターに競争力のある競合他社が多数出店し、他社よりも顧客ニーズを捉えることができなかった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) ファッションサイクル等の流行の変化に関するリスク

当社グループでは、ファッションの流行に左右されやすい商品を多く取り扱っており、定期的に流行商品の処分による損失が発生するため、業績変動の要因となります。また、当社グループではクイックレスポンス（早期追加生産）の体制を整えると共に、売れ筋商品の早期掌握を行い、また、アイテム管理を徹底しタイムリーな追加投入と不振商品の処分を進め、市場の変化に迅速に対応するよう努めておりますが、急激なファッションサイクルの変化が生じた場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 業績の季節変動に関するリスク

当社グループでは、四半期単位で安定した売上並びに利益の確保に努めておりますが、主力事業であるアパレルにおいて、売上と利益の確保が難しい夏物最終処分と冬物最終処分の時期が、いずれも当社グループの下半期（8月21日～2月20日）に該当することから、通期の利益水準が上半期に偏重する傾向があります。そのため上半期（2月21日～8月20日）において業績が伸びない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 海外におけるリスク

当社グループが販売する商品は、中国を中心とした諸外国からの輸入品が大半を占めております。海外からの仕入条件は発注の都度決定しておりますが、円安など為替相場の大幅な変動により商品原価が上昇する場合があります。また、中国以外のASEAN地域への取り組み強化などを進めておりますが、仕入先のある主要国における政治情勢・経済環境・自然災害等によっては当社グループの商品供給に影響を及ぼし、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 異常気象・自然災害及び、重篤な感染症等の流行によるリスク

当社グループでは、記録的な冷夏や暖冬などの異常気象や、大規模な地震や津波、台風や洪水等の自然災害の発生のほか、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の未知の感染症等の流行により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、アパレルと雑貨の二本柱体制を敷くことで、天候に左右されにくい雑貨の育成、拡大に注力するほか、アパレルの新ブランドを中心にEC（ネット通販）における売上拡大を進めることでリスクの分散化を図っておりますが、これら想定を超える規模で発生した場合は、当社グループの財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループでは、インターネット通信販売を行う過程で多数のお客様の個人情報を保持しております。当社グループでは、情報セキュリティ規程を定め、顧客情報を含めた社内情報に関する管理体制の強化と社員教育を実施し、社外への情報漏洩に対する対策を講じております。しかしながら、基幹システムへの不正アクセスやサイバー攻撃等の不測の事態により情報の流出・漏洩が発生した場合、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材に関するリスク

当社グループでは、全国でアパレルと雑貨の店舗を展開しており、店舗運営と商品の企画・開発・調達を含め多数の人材を必要としております。当社グループでは、人材確保対策として、従業員の働き方改革を進め待遇改善を図り、店舗における作業の削減やスキルアップ教育の充実等、労働環境の改善による採用強化と離職防止に努めております。しかしながら、ここ数年来の労働人口の減少に伴う人手不足の深刻化や賃金上昇への対応が進まず人材確保が出来ない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

（経営成績）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善や個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調となりました。その一方で、トランプ米大統領の政策転換による影響や、中東・ウクライナなどの地政学リスク、円安基調の為替のほか、原材料価格の高騰による物価上昇など、依然として景気の先行きは不透明な状況が継続しました。

当社グループが属する専門店業界におきましては、コロナ禍を経て、サステナビリティの観点からもシーズンレス商品を増やすことで、気候変動に対応した品揃えにシフトし在庫抑制を図るなど、過剰供給への対応が進む傾向となりました。また、消費行動はリアル店舗での購買が回復し、店頭販売だけでなく、OMO（デジタルとリアルの融合）対策が重要視される状況がさらに強まっている中、SNS活用の必要性も高まっていることから、デジタル関連の人材の確保と育成が課題となっております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、コロナ後の社会情勢の変化や当社が属する専門店業界を取り巻く競争状況の変化も踏まえ、新たな3カ年の「新中期経営計画」に取り組むことで、安定的な収益の2本柱体制（アパレル、雑貨）を確立させるとともに、成長モデルの再構築に向けた取り組みを推し進めるなど、企業価値の向上に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、夏シーズンは全国的な猛暑の影響から、紫外線防止対策や冷感素材などの機能性商品を中心に夏シーズン商品の販売が好調に推移する一方で、梅雨前線や台風などの影響から大雨となる地域も見られ、客数が伸び悩む傾向となりました。また、冬シーズンにおきましては、12月以降冬らしい気温推移となり、アウター、ニット、ひざ掛けなどの暖かみのある防寒商品を中心とした冬シーズン商品の販売が伸びる結果となりました。その一方で、秋冬・春夏シーズンが立ち上がる9月、2月に、それぞれ残暑、寒波の影響から、販売が伸び悩むほか、物価上昇に対する消費者の節約志向の高まりや前年の新型コロナウイルス感染症5類移行後の外出需要拡大の反動もあり、全社の既存店売上高前年比は、98.4%となりました。

店舗の出退店におきましては、新規に3店舗を出店し、不採算店舗を中心に36店舗を退店した結果、当連結会計年度末の店舗数は244店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高150億40百万円（前年同期比5.6%減）、営業利益2億14百万円（前年同期比40.7%減）、経常利益は1億62百万円（前年同期比51.6%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は47百万円（前期同期は親会社株主に帰属する当期純利益4億11百万円）となりました。

(財政状態)

(資産)

当連結会計年度末の総資産は69億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ14億37百万円減少しました。これは主に、現金及び預金の9億円の減少、減損損失の計上等による建物（純額）の1億67百万円の減少、退店に伴う商品1億78百万円の減少、差入保証金1億72百万円の減少によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は54億8百万円となり、前連結会計年度末に比べ13億75百万円減少しました。これは主に、借入金9億88百万円の返済によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は15億80百万円となり、前連結会計年度末に比べ62百万円減少しました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上に伴う利益剰余金47百万円の減少によるものであります。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」といいます。）は、20億44百万円（前連結会計年度末に比べ9億円の減少）となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、3億63百万円の収入（前連結会計年度は5億65百万円の収入）となりました。これは主に、減価償却費1億61百万円、売上債権82百万円、棚卸資産1億79百万円の減少による資金の増加があった一方、仕入債務3億40百万円の減少によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、2億18百万円の支出（前連結会計年度は80百万円の支出）となりました。これは主に、新設、既存店舗の改装等の有形固定資産の取得及び差入保証金の差入による1億39百万円の支出、無形固定資産の取得による1億31百万円の支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、10億45百万円の支出（前連結会計年度は5億84百万円の支出）となりました。これは主に、借入金の返済によるものであります。

③ 仕入及び販売の実績

a 仕入実績

	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
小売事業	7,019,147	△11.2
その他	99,273	5.0
合計	7,118,420	△11.0

b 販売実績

イ 区分別販売実績

	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
小売事業	14,875,873	△5.7
その他	164,811	2.0
合計	15,040,684	△5.6

ロ 地域別販売実績

当連結会計年度の地域別販売実績は、次のとおりであります。

小売事業

地域	売上高 (千円)	期末店舗数 (店)	店舗異動状況	
			新規出店 (店)	退店(店)
北海道	722,451	13	1	—
東北	1,124,435	21	—	3
関東	6,411,397	85	1	7
信越	443,401	9	—	2
北陸	394,387	9	—	1
東海	2,126,799	46	—	3
近畿	1,113,591	17	—	10
中国	580,983	12	—	2
四国	249,862	5	—	—
九州	1,198,837	22	1	4
沖縄	509,726	5	—	4
合計	14,875,873	244	3	36

(注) 単位当たり売上高は次のとおりであります。

項目		当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
売上高(千円)		14,875,873
1㎡当たり売上高	売場面積(平均)(㎡)	52,049
	1㎡当たり売上高(千円)	285
1人当たり売上高	従業員数(平均)(人)	1,036
	1人当たり売上高(千円)	14,358

(注) 1. 売場面積(平均)は、営業店舗の期中平均であります。

2. 従業員数(平均)は、店舗における正社員・嘱託社員及びパートタイマー(8時間換算)を含めた期中平均人員であります。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、前記「3 事業等のリスク」に記載のとおり、出店及び退店、店舗賃借の契約、競合、ファッションサイクル等の流行の変化、業績の季節変動等様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場環境等に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、消費者や市場のニーズに適時適切に対応していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

② 経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容につきましては、前記「(1) 経営成績等の状況の概要」をご参照下さい。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、総額299百万円の投資を行いました。

このうち店舗新設に伴う建物・設備に8百万円、新設店舗賃借に係る保証金として25百万円、既存店の改装及びシステム投資等に265百万円の投資を行っております。これらに必要な設備投資資金は自己資金等により充当しております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年2月20日現在

事業所地域 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物	工具、器具及 び備品	差入保証金	合計	
北海道 (札幌市中央区他)	小売事業	13店舗	37,545	3,330	88,602	129,478	—
東北 (仙台市泉区他)	小売事業	21店舗	26,251	2,820	154,167	183,239	—
関東 (東京都中野区他)	小売事業	85店舗	190,651	20,539	707,740	918,931	—
信越 (新潟市西区他)	小売事業	9店舗	4,627	120	57,308	62,056	—
北陸 (富山市他)	小売事業	9店舗	9,250	371	70,595	80,217	—
東海 (名古屋市港区他)	小売事業	46店舗	75,875	4,291	255,890	336,057	—
近畿 (大阪市中央区他)	小売事業	17店舗	49,961	5,947	165,683	221,592	—
中国 (広島市中区他)	小売事業	12店舗	26,049	1,148	65,187	92,384	—
四国 (徳島市他)	小売事業	5店舗	9,295	1,812	40,604	51,712	—
九州 (福岡市中央区他)	小売事業	22店舗	59,085	10,029	134,525	203,640	—
沖縄 (那覇市他)	小売事業	5店舗	14,476	1,613	69,734	85,823	—
小売事業計	—	244店舗	503,069	52,024	1,810,041	2,365,135	—
東京事務所 (東京都江東区)	全社	事務所	11,118	1,554	24,515	37,188	—
本社事務所 (名古屋市中村区)	全社	事務所	2,458	7,561	22,013	32,033	20 (8)

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		店舗面積(m ²)
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
LUDIC PARK 仙台長町 ザ・モール店	宮城県 仙台市 太白区	小売事業	新設 (賃貸)	17,378	—	自己資金 及び 借入金	2025年 3月	2025年 4月	144.5
Re-J&SUPURE 仙台長町 ザ・モール店	宮城県 仙台市 太白区	小売事業	新設 (賃貸)	10,605	—	自己資金 及び 借入金	2025年 3月	2025年 4月	91.2
PALEMO STORE 郡山エスパル店	福島県 郡山市	小売事業	新設 (賃貸)	29,168	—	自己資金 及び 借入金	2025年 3月	2025年 4月	358.5
第41期その他の 新設15店舗	—	小売事業	新設 (賃貸)	168,849	—	自己資金 及び 借入金	—	—	—
第41期 既存店舗	—	小売事業	新設 (賃貸)	66,000	—	自己資金 及び 借入金	2025年 3月	—	—
本社 システム開発	愛知県 名古屋市中村区	全社	新設	208,000	128,700	自己資金 及び 借入金	—	—	—
計	—	—	—	500,000	—	—	—	—	594.2

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	27,350,000
A種優先株式	10,000
計	27,360,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年2月20日)	提出日現在 発行数(株) (2025年5月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,051,384	12,051,384	東京証券取引所 スタンダード市場 名古屋証券取引所 メイン市場	単元株式数100株であります。
A種優先株式	265	265	—	単元株式数1株であります。(注)
計	12,051,649	12,051,649	—	—

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当

ア 当社は、剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の1株あたりの払込金額1,000,000円(以下「A種配当基準額」という。)及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金(後記イにおいて定義される。)の合計額に対し、A種優先配当年率を5.5%として、当該基準日が属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(但し、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、1円未満の端数は、四捨五入するものとする。)により算出される額(以下「A種優先配当金」という。)の配当をする(以下「A種優先配当」という。)。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのA種優先配当の累積額を控除した額をA種優先配当として支払う。

イ 累積

A種優先株式発行事業年度以降のある事業年度におけるA種優先株式1株あたりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、A種優先株式1株あたりの不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。当社は、A種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき(配当財産の種類を問わない。)は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記アに基づくA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株式1株につき、A種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。

ウ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、上記ア及びイに基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。

エ A種配当基準額の調整

A種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。

- ① A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のA種優先株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のA種優先株式の発行済株式総数で除した数をいい、以下同様とする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \text{調整前 A種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分(株式無償割当てを含む。)を行ったときは、A種配当基準額は、次のとおり調整する。なお、次の算式中の「既発行A種優先株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有する自己株式(A種優先株式に限る。)の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行A種優先株式数」は、「処分する自己株式(A種優先株式に限る。)の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後 A種配当基準額} = \frac{\text{既発行 A種優先株式数} \times \text{調整前 A種配当基準額} + \text{新発行 A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行 A種優先株式数} + \text{新発行 A種優先株式数}}$$

- ③ ①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する1円未満の端数は、四捨五入するものとする。

(2) 残余財産の分配

ア 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、次の①及び②を合計した額(以下「A種残余財産分配額」という。)を残余財産の分配として支払う。

- ① A種配当基準額
- ② A種累積未払配当金

イ 非参加

当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、すべての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種優先株主を構成員とする種類株主総会において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額を交付するものとする。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権(転換請求権)

A種優先株主は、いつでも、当社に対して、その保有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該A種優先株主に対し、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める数の当社の普通株式を交付するものとする。

ア 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式の数} = \frac{\text{A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

- (b) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとし、この場合においては、1株を交付する。

イ 当初取得価額

取得価額は、当初、109円とする。

ウ 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割の場合には株式の分割に係る基準日の翌日以降、また株式無償割当ての場合には株式無償割当ての効力が生ずる日をもって(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって(株式の併合に係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降)、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 調整前の取得価額を下回る金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

- ④ 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、係る株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として係る価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株あたりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、係る新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株あたり払込金額」として普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、係る新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①及び②のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交付、株式移転、会社分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
- ② 前①のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- (d) 取得価額の調整に際して計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)
- 当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、A種優先株式の全部を取得することができるものとし、当社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式1株につき、A種配当基準額及びA種累積未払配当金の合計額に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、当該A種優先株主に対して、A種優先株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているA種優先株式の数を通知する。
- (7) 株式の併合又は分割等
- 当社は、株式の併合若しくは分割をするとき、募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、A種優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。
- (8) 譲渡制限
- 譲渡によるA種優先株式の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2018年5月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 4名 子会社の取締役 2名
新株予約権の数(個) ※	76 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 7,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2018年6月4日～2048年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 347 資本組入額 — (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、割当日から割当日後30年を経過する日までの期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。 ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

決議年月日	2019年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 3名 子会社の取締役 2名
新株予約権の数(個) ※	116 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 11,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2019年6月3日～2049年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 259 資本組入額 — (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、割当日から割当日後30年を経過する日までの期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。 ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

決議年月日	2020年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 3名 子会社の取締役 2名
新株予約権の数(個) ※	216 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 21,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2020年6月3日～2050年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 170 資本組入額 — (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、割当日から割当日後30年を経過する日までの期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。 ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

決議年月日	2021年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役及び監査役 3名 子会社の取締役 1名
新株予約権の数(個) ※	228 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 22,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	1 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2021年6月1日～2051年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 169 資本組入額 — (注) 2
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権者は、割当日から割当日後30年を経過する日までの期間内において、当社または当社関係会社の取締役、監査役及び従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。 ②その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	—

※ 当連結会計年度の末日(2025年2月20日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年4月30日)において、記載すべき内容が当連結会計年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な

範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

2. 本新株予約権については、自己株式を充当するため、新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額は0円であります。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年6月30日 (注) 1	A種優先株式 265	普通株式 12,051,384 A種優先株式 265	132,500	232,500	132,500	232,500
2022年6月30日 (注) 2	—	普通株式 12,051,384 A種優先株式 265	△132,500	100,000	△132,500	100,000

(注) 1. 有償第三者割当

発行価格 1,000,000円

資本組入額 500,000円

割当先 近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合

2. 会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき、2022年6月30日付でA種優先株式の払込に伴う資本金及び資本準備金増加分の全部をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2025年2月20日現在

2025年2月20日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	3	21	70	8	41	6,575	6,718	—
所有株式数 （単元）	—	1,432	13,484	30,056	1,374	173	73,197	119,716	79,784
所有株式数 の割合（％）	—	1.20	11.26	25.11	1.15	0.14	61.14	100.00	—

(注) 自己株式24,914株は、「個人その他」に249単元、「単元未満株式の状況」に14株を含めて記載しております。

② A種優先株式

2025年2月20日現在

2023年12月20日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	—	—	265	—	—	—	265	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に対 する所有株式数の 割合(%)
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	2,087	17.36
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	396	3.30
内藤 征吾	東京都中央区	360	2.99
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	299	2.49
トラストワークスプランニング株式会社	大阪府大阪市西区西本町1丁目2番1号A X I S本町ビル	285	2.38
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	267	2.22
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	263	2.19
パレモ従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27番13 号 名駅錦橋ビル6階	167	1.39
吉田 知也	東京都小金井市	150	1.25
モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	147	1.22
計	—	4,424	36.79

(注) 1. 2022年6月に発行したA種優先株式が含まれております。

2. A種優先株式を有する株主は、当社の株主総会における議決権を有しておりません。

3. A種優先株式は、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合が全株所有しておりましたが、2024年4月30日付で同社から株式会社西松屋チェーンに全株が譲渡されております。

所有議決権数別

2025年2月20日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	20,872	17.47
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	3,968	3.32
内藤 征吾	東京都中央区	3,600	3.01
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2丁目4-2	2,993	2.51
トラストワークスプランニング株式会社	大阪府大阪市西区西本町1丁目2番1号A X I S本町ビル	2,858	2.39
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	2,671	2.24
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	2,636	2.21
パレモ従業員持株会	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目27番13 号 名駅錦橋ビル6階	1,674	1.40
吉田 知也	東京都小金井市	1,500	1.26
モルガン・スタンレーMUF G証券株式 会社	東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティサウスタワー	1,470	1.23
計	—	44,242	37.03

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年2月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 265	—	A種優先株式の内容は「(1)株式の総数等 ②発行済株式(注)」に記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 24,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,946,700	119,467	—
単元未満株式	普通株式 79,784	—	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	12,051,649	—	—
総株主の議決権	—	119,467	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式14株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年2月20日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) パレモ・ホール ディングス株式会 社	名古屋市中村区名駅五丁目27番13 号名駅錦橋ビル6階	24,900	—	24,900	0.21
計	—	24,900	—	24,900	0.21

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	337	42,752
当期間における取得自己株式	8	972

（注）当期間における取得自己株式には、2025年4月21日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	24,914	—	24,922	—

（注）当期間における保有自己株式には、2025年4月21日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の方々に対する利益還元を経営の最重要政策の一つと位置づけております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。当社グループの利益配分に対する基本方針は、将来の事業拡大のための投資と経営体質強化のための内部留保の確保とのバランスを総合的に判断し、機動的な配当政策を行うこととしております。なお、当社グループは会社法第454条第5項に規定する中間配当が出来る旨を定款に定めております。しかしながら、当連結会計年度におきましては、健全な財務体質への回復を優先すべきと判断し、2025年3月28日に開示しました「2025年2月期 決算短信（日本基準）（連結）」のとおり、誠に遺憾ながら配当を見送らせていただくことといたしました。継続的な事業成長を実現し、出来るだけ早期に株主の皆様への安定的な配当を実施できるよう努めてまいります。

なお、A種優先株式につきましては、定款第10条2の定めにより、当社は、剰余金の配当を行なうときは、当該配当に係わる基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主又は普通株式登録株式質権者に先立ち、A種優先株1株につき、A種優先株の1株当たりの払込金額1,000,000円及び前事業年度に係る配当後のA種累積未払配当金の合計額に対し、A種優先配当年率を5.5%として算出される額の配当をすることとしております。A種優先株式の配当14,575千円を株式会社西松屋チェーンに対して実行いたします。なお、実行日は2025年5月15日株主総会の決議の翌日2025年5月16日としております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスを重要な経営課題の一つと認識し、下記の基本方針のもと、経営の透明性の確保と、経営の意思を確実に伝達させるための組織体制の整備と維持に全力を傾けております。

- ・経営環境の変化に迅速に対応できる経営管理組織体制の構築・・・経営環境の激しい変化に対応すべく、適宜 組織改編を行い迅速な意思決定が出来る組織体制を構築しております。
- ・コンプライアンス重視・・・法令遵守は企業の根幹であるという考えのもと、コンプライアンス体制を確保するための諸施策の実施並びに社内監査の強化を図っております。

② 企業統治の体制

a 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社では監査役会設置会社を採用し、取締役会及び監査役会を設置しております。

(取締役会)

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、代表取締役社長が議長を務め、当社グループ全体の経営意思決定の最高機関として重要事項を審議・決議しております。社外監査役2名を含む監査役3名は、各々独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

当事業年度における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役名	職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	議長	福 井 正 弘	15回	15回
取締役		香 西 雅 弘	15回	15回
社外取締役		永 田 昭 夫	15回	15回
社外取締役		田 村 富美子	12回	12回
常勤監査役		土 田 新一郎	15回	15回
社外監査役		今 枝 剛	15回	15回
社外監査役		川 口 直 也	15回	15回

取締役会における主な決議事項は、次のとおりであります。

- ・株主総会の招集及び株主総会に付議する議案
- ・期末・中間配当に関する議案
- ・役員の人事に関する事項
- ・年度事業計画の策定
- ・定款他重要規程等の改訂等

(任意の報酬委員会)

取締役の報酬に関する手続きの公平性・透明性・客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に図るため、取締役会の諮問機関として、代表取締役社長及び社外取締役2名からなる任意の報酬委員会を設置しております。なお、報酬委員会の委員長は、代表取締役社長を選定することとしております。

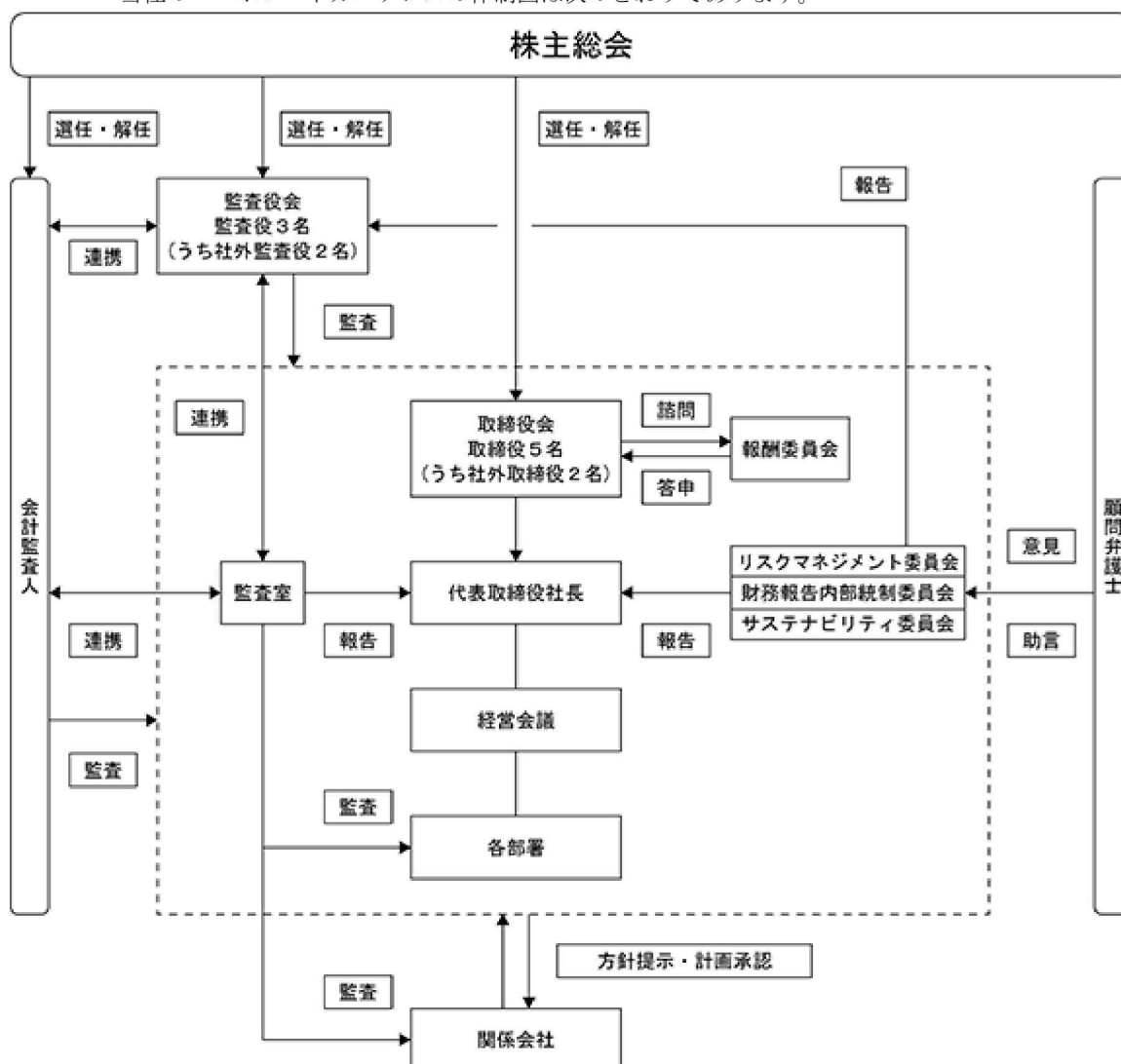
当事業年度における個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役名	職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	委員長	福井 正 弘	1回	1回
社外取締役		永田 昭 夫	1回	1回
社外取締役		田村 富美子	1回	1回

報酬委員会における主な決議事項は、次のとおりであります。

- ・取締役の報酬額等

- ・当社のコーポレートガバナンスの体制図は次のとおりであります。



(当該企業統治の体制を選択している理由)

当社は、企業体質の強化・経営体制の確立に向けて、組織・制度・決議機関等を整備し、コーポレート・ガバ

ナンスの充実を図ることが重要であると認識しております。

社外取締役2名及び社外監査役2名を選任し、経営監視機能が有効に働くことにより、透明性、客観性、健全性が十分確保された企業統治体制が確立できると考え、このような体制をとっております。

b 内部統制システム整備の状況

内部統制システムについては、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、法令の遵守、業務執行の適正性、効率性を確保するために、その体制を以下のとおり整備しております。

取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条をグループの行動規範とし、法令・定款及び社会的規範を遵守し、適法かつ公正な企業活動の推進に努める。また職務の執行にあたり遵守すべき規範を「企業倫理基準」として定め、取締役及び執行役員（以下、取締役等という）並びに従業員に対し周知する。従業員が業務上遵守すべきルールは、取締役会の承認を得た基本規程を基に業務を所管する各部署が規則・業務マニュアルとして定めその徹底を図る。
- ・当社は、グループ全体のリスク管理を統括する機関として、当社の取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス推進のための活動・教育を実施する。取締役社長直轄の監査室は、コンプライアンス関連規程の遵守状況について、当社及びグループ各社に対し定期及び特別監査を実施し、取締役社長及び担当取締役に報告する。
- ・当社及びグループ各社は、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）に従業員及び取引先に対し設置する。通報受付部署を当社の総務人事部とし、通報内容に対し迅速な調査・対応を行なうとともに、法令・ルール違反には、当社及びグループ各社の社内規程に基づき厳正に対処する。
- ・取締役等は、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実が発生した場合には、直ちに監査役に報告するとともに取締役会に報告し、不適合の是正を行なう。
- ・監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しているか監査し、監査機能の実効性の向上に努める。
- ・当社及びグループ各社は、反社会的勢力を排除し、関係を遮断するために、警察、弁護士等の外部機関、業界との連携強化を図り、組織としての対応に努める。

取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社及びグループ各社は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他取締役の職務の執行に係わる情報は、文書（電磁的記録を含む）に記録し、文書管理規程に基づき適切に保存・管理する。また取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

損失の危険の管理に関するその他の体制

- ・当社は、グループ全体のリスクの発生阻止・低減及びリスク発生時の的確なリスク管理体制の構築を目的に「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規則を定める。
- ・当社及びグループ各社は、リスクマネジメント委員会にて、グループ全体のリスク（経営、事故・災害、コンプライアンス）の把握を行なうとともに、リスクの回避・低減のための対策の実施、監視及び改善等の活動する。
- ・当社は、グループ全体の不測事態の発生には、リスク管理規程に基づき担当取締役の指揮のもと、迅速かつ、適切な対応を行なう。

取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・当社は、経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほか、当社及びグループ各社の社長、取締役、執行役員、監査役及び部長で構成する経営会議を毎月1回開催し、業務執行上の重要事項について、報告・検討を行なう。
- ・取締役会は、「職務分掌規程」、「職務権限規程」並びに「申請手続規程」を定め、適切かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を構築する。

当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制

- ・当社は、グループ経営の効率化と企業集団としての健全な発展を目的に「関係会社管理規程」を定め、グループ各社で共有し、かつ企業集団経営に必要な規程類を整備する。また「関係会社管理規程」においてグループ各社の株主総会付議事項及びその他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
- ・当社は、グループ各社の決算書、事業計画等に関する報告書を半期毎に作成し、当社取締役会に報告する。
- ・当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行なう。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社及びグループ各社のリスク発生の阻止・低減、及びリスク発生時の的確な対応を可能とすることを目的に、「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を定め、リスク管理体制を構築する。またグループ各社に対し、当社の「リスクマネジメント基本規程」等のリスク管理規程を周知徹底させ、当社に準じた社内規程をグループ各社に整備させる。
- ・当社は、グループ各社を含めたリスク管理を統括する機関として、当社に取締役社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。またグループ各社におけるリスクの発生時には、「危機管理マニュアル」に基づき緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な対応を行なう。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」において、グループ各社の株主総会付議事項その他重要事項について、当社に報告または承認を得ることを定め、グループ各社に義務づける。
- ・当社は、グループ各社の社長に対する面談を必要に応じて実施し、グループ経営方針の確認、各社の経営状況の把握、その他グループの重要課題の検討を行なう。
- ・当社は、グループ各社における経営の的確かつ機動的な意思決定を行なうため、取締役会のほか、経営会議等の会議を定期的に開催し、業務執行上の重要事項について報告・検討を行なう。また、各社における職務分掌、職務権限並びに決裁権限に関する規定を定め、適切かつ効率的に職務の遂行が行なわれる体制を構築する。

子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、企業理念、経営指針、パレモ信条等のグループ行動規範を、グループ各社の取締役等及び従業員へ周知する。
- ・当社は、グループの全従業員を対象とする、コンプライアンス上疑義がある行為について、通報を受け付ける社内通報制度（ヘルプライン）を設置し、当社及びグループ各社のコンプライアンス体制を推進する。
- ・当社は、グループ各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ各社の取締役会等の主要な会議に出席させ、グループ各社の経営状況等の把握を行なう。
- ・当社の総務人事部は、グループ各社の内部統制を含めて管理・監督する。また社長室は、グループ各社の業績管理や業務状況の確認、必要に応じた改善を行ない、必要に応じて、定期的に取り締役会、経営会議へ報告することとする。また監査室は、グループ各社に対し、定期及び特別監査を実施し、当社の代表取締役及び監査役に報告する。

財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、全社的內部統制の状況及び業務プロセスについて、「財務報告内部統制基本計画書」の方針に基づき評価・改善・是正及び文書化を行なうものとする。

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性並びに監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役（監査役会）は、監査室もしくは他に所属する従業員に対し、自らの職務遂行のために必要となる事項を命ずることができる。この場合、当該従業員は、その命令に関して監査室長並びに担当取締役及び部門長等の指揮命令を受けない。また当該従業員は、監査役の指示に忠実に従うものとする。

当社及び子会社の取締役等及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）に対し法定の事項に加え当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行状況、内部監査の実施状況、社内通報制度による従業員・取引先からの通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- ・当社及びグループ各社の取締役等及び従業員は、社内通報制度（ヘルプライン）へ公益通報をした者並びに監査役に報告をした者に対し、当該通報または報告したことを理由とする不利益取扱いを禁止する。
- ・当社及びグループ各社は、公益通報した者に対する不利益取扱いの禁止を社内通報規程において定め、取締役等及び従業員に対し周知する。

その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ・取締役等及び従業員は、監査役（監査役会）の求めに応じ、その職務遂行に協力する。また監査役は当社の主要な会議に出席し、経営上の重要課題について説明報告を求めることができる。
- ・取締役社長は、監査役、監査法人との定期的な意見交換会を開催する。

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の該当職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

- ・当社は、監査役からの要請に応じ、監査役の職務の執行に関連し生ずる費用について、事前申請又は事後速やかな報告により、その費用を前払い又は事後の支払いにより負担する。
- ・当社は、監査役が独自の判断で、弁護士・公認会計士等の外部専門家を必要とした場合、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

c 業務の適正を確保するための体制の運用状況

コンプライアンスに対する取組

- ・当社及びグループ各社の取締役等及び従業員が企業行動指針に基づき、法令・定款及び社会的規範を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス強化月間の実施などを通し定期的に周知徹底を図っております。また反社会的勢力対応規程を定め、警察等外部専門機関と連携する等の体制を構築しております。

リスク管理に対する取組

- ・当社取締役社長を委員長とする、「リスクマネジメント委員会」を年6回開催し、想定されるリスク及び発生したリスクに対応するとともに、リスク管理に関する共有及び管理を徹底しました。

職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組

- ・取締役会を年15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の業務執行等の、分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。また業務執行に係る重要な案件について、取締役会への上程前に役員ミーティングに付議し執行役員等による議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性及び効率性を図りました。

監査役の職務の執行

- ・常勤監査役は経営に影響する重大な事象について、取締役等及び従業員より報告を受け、また申請書の閲覧、各会議体への出席などを通して得た情報をタイムリーに各監査役と共有するとともに、必要な意見を表明しております。また監査室及び会計監査人と随時情報・意見交換を行う等、緊密な関係を保っております。

d 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、120万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

e 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

③ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内にする旨を定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑤ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うために、会社法第309条第2項の規定による株主総会の特別決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款で定めております。

⑦ 種類株式の発行

当社は、種類株式発行会社であります。普通株式は、株主としての権利内容に制限のない株式であります。A種優先株式を所有するA種優先株主は、株主総会において議決権を有していません。これは、A種優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたものであります。なお、その他A種優先株式の詳細につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ② 発行済株式」の記載をご参照ください。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任 期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	香 西 雅 弘	1964年1月30日生	1986年3月 株式会社鈴丹入社 2011年2月 同社執行役員SUZUTAN事業部長 2012年2月 当社執行役員アパレル事業本部SUZUTANディビジョン長 2014年2月 当社アパレル事業本部SUZUTAN事業部長 2016年2月 当社執行役員アパレル事業本部レギュラー事業部長 2017年2月 当社執行役員アパレル事業部長 2017年8月 株式会社パレモ執行役員アパレル事業部長 2018年5月 同社取締役アパレル事業部長 2019年2月 同社常務取締役営業担当 2020年2月 同社常務取締役営業担当兼雑貨事業部長 2021年2月 同社代表取締役社長(現任) 2021年5月 当社取締役 2025年5月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	普通株式 31
取締役 社長室長	増 田 仁 敬	1965年2月26日生	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2013年8月 当社アパレル事業本部ヴィサリア・FCディビジョン部長 2021年5月 当社社長室長 2022年2月 当社社長室長兼監査室長 2024年2月 当社社長室長 2024年5月 当社執行役員社長室長 2025年5月 当社取締役社長室長(現任)	(注)3	普通株式 2
取締役 管理担当兼経理管理部長	笹 野 信 行	1975年1月13日生	2006年9月 東建コーポレーション株式会社入社 2021年5月 株式会社パレモ入社 2021年9月 当社経理管理部長 2024年5月 当社執行役員管理担当兼経理管理部長 2025年5月 株式会社パレモ取締役(現任) 2025年5月 当社取締役管理担当兼経理管理部長(現任)	(注)3	普通株式 1
取締役	永 田 昭 夫	1948年9月15日生	1976年3月 公認会計士登録 1988年8月 中央新光監査法人代表社員就任 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 2011年7月 公認会計士永田昭夫事務所開設所長(現任) 2012年6月 日本トランスシティ株式会社社外監査役(現任) 2013年5月 株式会社UCS社外監査役 2015年5月 当社社外取締役(現任) 2015年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外監査役 2021年6月 竹田印刷株式会社(現竹田iPホールディングス株式会社)社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	普通株式 21

役職名	氏 名	生年月日	略 歴	任 期	所有株式数 (千株)
取締役	田村 富美子	1960年4月9日生	1985年4月 横浜YMCA YMCA健康福祉専門学校専任講師 1994年4月 東京工芸大学女子短期大学講師 1996年9月 株式会社パソナ入社 2009年9月 同社執行役員関東営業本部第3営業部部長 2016年9月 同社常務執行役員東海営業本部本部長 2018年9月 同社専務執行役員キャリア支援事業本部本部長 2020年3月 同社人材派遣・BPO本部理事 2021年12月 株式会社シイエム・シイ社外取締役(現任) 2022年6月 株式会社パソナ エキスパート・BPO事業本部理事(現任) 2024年5月 当社社外取締役(現任)	(注)3	—
常勤監査役	福井 正弘	1965年1月21日生	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2015年5月 当社社長室長 2017年5月 当社執行役員社長室長 2018年5月 当社取締役社長室長 2021年4月 当社取締役管理担当兼子会社担当 2022年5月 株式会社パレモ取締役 2022年5月 当社代表取締役社長 2025年5月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	普通株式 29
監査役	今枝 剛	1973年8月13日生	1996年10月 中央監査法人入所 2000年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2012年9月 公認会計士今枝会計事務所開設所長(現任) 2012年10月 税理士登録 2013年10月 税理士法人ブレインワン代表社員就任 2016年1月 ナトコ株式会社社外監査役(現任) 2016年5月 当社社外監査役(現任) 2020年6月 ジャパンマテリアル株式会社社外監査役 2021年10月 税理士法人クロスブレイン代表社員就任(現任) 2022年6月 ジャパンマテリアル株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)5	普通株式 12
監査役	川口 直也	1973年9月24日生	1996年11月 司法試験合格 1999年4月 名古屋弁護士会(現愛知県弁護士会)弁護士登録 1999年4月 堀井法律事務所入所 2001年4月 川口法律事務所開設所長(現任) 2018年5月 当社社外監査役(現任)	(注)6	—
計					普通株式 98

- (注) 1. 取締役の永田昭夫及び田村富美子は、社外取締役であります。
2. 監査役の今枝剛及び川口直也は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から2026年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 常勤監査役の福井正弘の任期は、2025年2月期に係る定時株主総会終結の時から2029年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の今枝剛の任期は、2024年2月期に係る定時株主総会終結の時から2028年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役の川口直也の任期は、2022年2月期に係る定時株主総会終結の時から2026年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 所有株式数は、千株未満を切り捨てております。
8. 当社は、法令及び定款に定める監査役の員数を欠く場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役2名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

なお、補欠監査役の増田仁敬は常勤監査役の補欠者であり、大倉淳は社外監査役の補欠者であります。

氏 名	生年月日	略 歴	所有株式数 (千株)
増 田 仁 敬	1965年2月26日生	1988年3月 株式会社鈴丹入社 2013年8月 当社アパレル事業部ヴィサリア・F Cディビジョン部長 2021年5月 当社社長室長 2022年2月 当社社長室長兼監査室長 2024年2月 当社社長室長 2024年5月 当社執行役員社長室長 2025年5月 当社取締役社長室長(現任)	普通株式 2
大 倉 淳	1974年8月6日生	2000年10月 中央青山監査法人入所 2004年4月 公認会計士登録 2007年8月 あずさ監査法人入所 2016年7月 公認会計士大倉会計事務所開設所長(現任) 2016年10月 税理士登録 2016年12月 名南M&A株式会社社外監査役(現任) 2013年3月 株式会社コプロ・ホールディングス社外監査役(現任)	—

(注) 補欠監査役増田仁敬の所有株式数には2025年2月20日現在の従業員持株会の持分を含んでおります。

② 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社の社外取締役永田昭夫氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、その長年の経験と見識を当社の経営に反映していただくことで、コーポレート・ガバナンスの強化が図れるものと判断したため選任しております。なお、社外取締役永田昭夫氏は、公認会計士永田昭夫事務所に所属しておりますが、同事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

当社の社外取締役田村富美子氏は、人材サービス産業で企業経営に携わり、人財教育・育成に関する高い知見や豊富な経験を有していることから、経営陣から独立した客観的な立場で、当社の経営やガバナンス体制等に対する意見や助言をいただけると判断したため選任しております。なお、社外取締役田村富美子氏は、株式会社パソナに所属しておりますが、同事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

当社の社外監査役川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その専門的知識を当社の監査に反映していただけるものと考えております。なお、社外監査役川口直也氏は、川口法律事務所に所属しておりますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役永田昭夫氏及び社外取締役田村富美子氏及び社外監査役今枝剛氏及び社外監査役川口直也氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

なお、当社においては社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針はいずれも設けておりませんが、選任にあたっては一般株主と利益相反が生じる可能性のない役員を少なくとも1名は確保することとしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、主に取締役会や監査役会を通じて、内部監査計画をはじめとした取り組み状況の報告並びに内部監査の結果を受け、適法性、妥当性、効率性の観点から助言や提言をしており、会計監査人及び常勤監査役による監査状況、監査室による監査報告並びに内部統制の整備状況や評価結果について適宜情報共有を行い、十分な連携を確保しております。

また、内部監査部門である監査室は、社外取締役及び社外監査役の必要とする情報を的確に提供できる支援体制を構築しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役会は、常勤監査役1名及び社外監査役2名の計3名で構成されております。監査役は、取締役会や経営会議、リスクマネジメント委員会等の重要な会議への出席や、重要な決裁書類等の閲覧により、経営の実態を適時に把握し、主に取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。また監査役はそれぞれの豊富な経験や見識を活かし、独立した立場から必要な提言を行っております。

常勤監査役である福井正弘氏は、当社の代表取締役社長として経営全般に従事し、業界動向や当社の事業環境、財務状況について深い知見を有しております。経営視点を踏まえた実効的な監査が期待されるものと判断しております。

社外監査役である今枝剛氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役である川口直也氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況においては次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
土 田 新一郎	14回	14回
今 枝 剛	14回	14回
川 口 直 也	14回	14回

監査役会における具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・経営方針、経営計画の進捗状況についての把握
- ・取締役会に上程される議案についての事前審議
- ・常勤監査役が出席した重要な会議、往査等の報告
- ・内部統制システムの整備、運用などの構築状況についての報告
- ・会計監査人、内部監査部門との協議についての報告
- ・企業内容の適時開示ルールに基づく情報開示の状況

また、常勤監査役の活動として、取締役会などの重要な会議への出席、契約書及び議事録などの重要な書類の閲覧、これらの業務を通じ取締役に対し必要な提言、助言及び勧告を行う他、会計監査人及び監査室との連携、監査役会の運営等を行っております。

② 内部監査の状況

監査室は、監査方針及び監査計画に基づき、監査役と連携して、当社及び連結子会社における不適正な業務執行の予防、早期発見及び再発防止に向けた社内監査を実施しております。業務執行の適正性の監査及び内部統制システムの有効性評価の結果については、代表取締役及び監査役に報告し、必要に応じて、取締役会、リスクマネジメント委員会での報告・審議を行っております。また、監査役、監査室及び会計監査人との会合を定期的に実施し、相互に情報交換を図るなど緊密な連携を図っております。なお、連結子会社についても、定期的に往査のうえ、各種資料の閲覧を実施し、適正な業務遂行の監査を実施しております。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

五十鈴監査法人

b 継続監査期間

3年間

c 会計監査業務を執行した公認会計士

指定社員 下津 和也

指定社員 端地 忠司

d 会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士13名 その他4名

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の独立性、監査体制、監査の実施状況や品質等の確認を行っております。その結果、独立性、専門性及び妥当性等の評価を総合的に勘案し、五十鈴監査法人を選任することが適当であると判断しております。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定するほか、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行い、有効なコミュニケーションをとっており、適時適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、監査法人による会計監査は有効に機能し、適正に行われていることを確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000	—	22,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	22,000	—	22,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（aを除く）

該当事項はありません。

c その他重要な報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査計画に基づき算出された報酬見積額の妥当性等を総合的に勘案した上で、決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、前事業年度における監査計画及び実績を踏まえ、当事業年度の監査計画の監査日数等を総合的に勘案した結果、適切であると判断し、当該報酬の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

イ 基本方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等としての株式報酬型ストックオプションにより構成し、監督機能を担う非業務執行取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み、月例の固定報酬のみを支払うこととしております。なお、監査役の報酬等につきましては、監査役の協議により決定しております。

ロ 基本報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位・職責に応じて、当社の業績や従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

ハ 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬等は、当社グループの営業成績を端的に表す連結営業利益を業績指標として採用し、連結営業利益の目標達成率に応じて個人別の報酬等の額を算出しております。業績連動報酬等は、賞与として毎年、一定の時期に支給するものとしております。

ニ 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、業績向上の意欲を高めるため株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬等）を採用し、取締役の役位・職責に応じて定時株主総会終結後の一定の時期に付与しております。

ホ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬等は、取締役の個人別の固定報酬の概ね1割以上4割以下になるよう設計しております。また、各報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、当社の企業価値向上に向けたインセンティブとなるよう、個々の取締役の職責等も踏まえて適切に設定しております。なお、業績連動報酬制度は、非業務執行取締役及び社外取締役並びに監査役は対象としておりません。

ヘ 報酬委員会

当社は、報酬委員会を設置しております。委員会のメンバーは、福井正弘（代表取締役）、永田昭夫（社外取締役）、田村富美子（社外取締役）であり、株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役位に応じ策定した原案を、取締役の個別の報酬等の内容にかかる方針に基づき審議及び決定します。取締役の個人別報酬等の決定を報酬委員会に委任する理由は、報酬委員会が、独立かつ客観的な見地から評価、検討ができ、ガバナンスの強化が図れることから委任いたしました。

b 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2007年5月11日開催の第22回定時株主総会決議において年額150百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額50百万円以内とされております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は1名。）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名。）であります。また、当該報酬の枠内においては株式報酬型ストックオプションを取締役については年額30百万円以内、監査役については年額5百万円以内として支給することを、2018年5月17日開催の第33回定時株主総会で決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名。）、監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名。）であります。

c 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で代表取締役社長が前事業年度の実績と役位に応じた原案を策定し、報酬委員会が、取締役の報酬の個別の報酬等の内容にかかる方針に基づき審議及び決定し、取締役会において、決定致します。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、原案について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針との整合性等、多角的な検討を行うとともに、監査役会の意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ストックオプションについては、当社の取締役及び監査役が株主の皆様と利益意識を共有することで、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めるとともに、当社監査役の適正な監査に対する意識を高めることにより、健全な経営を推進していくことを目的としております。

その計算方法としては、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額（ブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価）に、対象者毎に割り当てる新株予約権の総数を乗じて算出しております。業績連動報酬は、当初開示した公表営業利益の達成度合いにより支給されますが、公表営業利益が未達の場合は業績連動報酬は支給されません。

d 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は取締役個別の固定報酬の8.9%以上38.5%以下となるよう設計しております。なお、業績連動報酬制度は、社外取締役及び監査役は対象としておりません。

e 業績連動報酬にかかる指標

当該事業年度の公表営業利益と実績との達成率を採用しております。営業利益は、当社グループの主たる事業は小売業であり、当社グループの営業成績を端的に表している指標であること、またその公表数値と実績値の達成度合いで業績連動報酬を決定することは、株主様をはじめとするステークホルダーの報酬に対する理解が得られやすいと考え、この達成率を採用しております。

f 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬の額の決定に係る役位別の達成率と固定報酬に対する支給割合は下表の通りです。

役 位	開示営業利益達成率	固定報酬に対する支給割合
代表取締役社長 専務取締役	達 成	固定報酬× 8.9%
	10%以上	固定報酬×12.6%
	20%以上	固定報酬×16.3%
	30%以上	固定報酬×20.0%
取締役	達 成	固定報酬×15.4%
	10%以上	固定報酬×23.1%
	20%以上	固定報酬×30.8%
	30%以上	固定報酬×38.5%

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	ストック オプション	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	23,595	23,595	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	11,033	11,033	—	—	1
社外役員	6,027	6,027	—	—	5

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動又は配当金の受け取り等によつての利益確保を目的としている株式を純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の投資を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社の保有する純投資目的以外の目的である投資株式については、非上場株式のため記載しておりません。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	3	4,800
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0	1	0
非上場株式以外の株式	—	—	—	—

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)」に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年2月21日から2025年2月20日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年2月21日から2025年2月20日まで)の財務諸表について、五十鈴監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,945,061	2,044,249
売掛金	161,647	181,779
預け金	※1 613,940	※1 510,859
商品	1,648,788	1,470,083
貯蔵品	21,812	21,412
1年内回収予定の差入保証金	183,730	170,347
その他	56,865	36,937
流動資産合計	5,631,845	4,435,669
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	684,668	516,766
工具、器具及び備品（純額）	88,414	62,349
建設仮勘定	-	1,392
有形固定資産合計	※2 773,082	※2 580,509
無形固定資産		
ソフトウェア	33,867	14,598
ソフトウェア仮勘定	-	128,700
その他	541	541
無形固定資産合計	34,409	143,840
投資その他の資産		
投資有価証券	4,800	4,800
長期前払費用	19,264	16,731
差入保証金	1,852,109	1,693,461
繰延税金資産	114,696	117,909
その他	116	30
貸倒引当金	△3,855	△4,085
投資その他の資産合計	1,987,131	1,828,847
固定資産合計	2,794,623	2,553,196
資産合計	8,426,469	6,988,866

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年 2月20日)	当連結会計年度 (2025年 2月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	699,047	519,335
電子記録債務	1,779,281	1,618,191
設備関係電子記録債務	4,279	22,737
短期借入金	※3 1,875,991	—
1年内返済予定の長期借入金	※4 1,041,473	※4 285,714
未払金	136,155	125,180
未払費用	473,415	446,930
未払法人税等	12,855	12,215
未払消費税等	36,287	79,843
預り金	89,506	80,755
賞与引当金	42,800	43,070
資産除去債務	52,101	30,192
その他	※5 3,120	※5 7,030
流動負債合計	6,246,314	3,271,197
固定負債		
長期借入金	—	※4 1,642,857
資産除去債務	528,968	486,918
長期未払金	8,554	7,509
固定負債合計	537,522	2,137,285
負債合計	6,783,836	5,408,482
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,234,642	2,220,067
利益剰余金	△700,098	△747,730
自己株式	△5,077	△5,120
株主資本合計	1,629,466	1,567,216
新株予約権	13,166	13,166
純資産合計	1,642,632	1,580,383
負債純資産合計	8,426,469	6,988,866

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
売上高	15,941,204	15,040,684
売上原価	※1 7,663,650	※1 7,144,579
売上総利益	8,277,554	7,896,104
販売費及び一般管理費	※2 7,915,131	※2 7,681,178
営業利益	362,423	214,926
営業外収益		
受取利息	17	239
債務勘定整理益	18,159	17,903
仕入割引	2,781	2,667
貸倒引当金戻入額	110	-
補助金収入	5	-
その他	922	895
営業外収益合計	21,997	21,705
営業外費用		
支払利息	41,898	30,718
支払手数料	60	41,923
その他	6,060	1,151
営業外費用合計	48,018	73,794
経常利益	336,402	162,838
特別利益		
受取補償金	256,179	24,754
その他	-	1,805
特別利益合計	256,179	26,559
特別損失		
固定資産処分損	※3 8,832	※3 21,376
減損損失	※4 121,710	※4 187,093
賃貸借契約解約損	11,473	12,101
災害による損失	897	-
その他	-	7,455
特別損失合計	142,913	228,026
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	449,668	△38,629
法人税、住民税及び事業税	12,855	12,215
法人税等調整額	25,037	△3,213
法人税等合計	37,892	9,001
当期純利益又は当期純損失(△)	411,775	△47,631
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	411,775	△47,631

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
当期純利益又は当期純損失（△）	411,775	△47,631
包括利益	411,775	△47,631
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	411,775	△47,631
非支配株主に係る包括利益	-	-

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	2,249,217	△1,111,874	△5,000	1,232,342	13,166	1,245,509
当期変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△14,575			△14,575		△14,575
親会社株主に帰属する当期純利益			411,775		411,775		411,775
自己株式の取得				△77	△77		△77
当期変動額合計	-	△14,575	411,775	△77	397,123	-	397,123
当期末残高	100,000	2,234,642	△700,098	△5,077	1,629,466	13,166	1,642,632

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

(単位：千円)

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	100,000	2,234,642	△700,098	△5,077	1,629,466	13,166	1,642,632
当期変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△14,575			△14,575		△14,575
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△47,631		△47,631		△47,631
自己株式の取得				△42	△42		△42
当期変動額合計	-	△14,575	△47,631	△42	△62,249	-	△62,249
当期末残高	100,000	2,220,067	△747,730	△5,120	1,567,216	13,166	1,580,383

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	449,668	△38,629
減価償却費	234,376	161,598
減損損失	121,710	187,093
長期前払費用償却額	15,981	10,330
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,556	230
賞与引当金の増減額(△は減少)	20,600	270
受取利息及び受取配当金	△17	△239
支払利息	41,898	30,718
支払手数料	60	41,923
災害による損失	897	-
受取補償金	△256,179	△24,754
補助金収入	△5	-
固定資産処分損益(△は益)	7,956	21,376
売上債権の増減額(△は増加)	24,036	82,948
棚卸資産の増減額(△は増加)	△193,016	179,104
仕入債務の増減額(△は減少)	△32,067	△340,801
その他	△72,297	62,886
小計	362,043	374,056
利息及び配当金の受取額	17	239
利息の支払額	△40,611	△22,714
雇用調整助成金の受取額	1,170	-
補償金の受取額	256,179	24,754
補助金の受取額	5	-
法人税等の支払額	△13,327	△12,855
法人税等の還付額	330	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	565,808	363,479
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△130,972	△113,081
無形固定資産の取得による支出	△5,992	△131,176
従業員に対する貸付金の回収による収入	519	348
長期前払費用の取得による支出	△11,620	△8,941
差入保証金の差入による支出	△79,061	△26,224
差入保証金の回収による収入	241,757	170,291
その他	△95,346	△110,072
投資活動によるキャッシュ・フロー	△80,717	△218,856
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△474,009	△1,875,991
長期借入金の返済による支出	△96,027	△1,112,901
長期借入れによる収入	-	2,000,000
配当金の支払額	△14,578	△14,575
支払手数料の支払額	△60	△41,923
自己株式の取得による支出	△77	△42
財務活動によるキャッシュ・フロー	△584,751	△1,045,434
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△99,660	△900,811
現金及び現金同等物の期首残高	3,044,721	2,945,061
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,945,061	※1 2,044,249

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社 子会社は全て連結しております。

連結子会社の名称

株式会社パレモ

株式会社ビックス

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

売価還元法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

② 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

(商品の販売)

顧客に商品を引き渡す履行義務

(自社ポイント)

顧客がポイントを行使した時に値引き等を提供する履行義務

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

(商品の販売)

顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(自社ポイント)

顧客がポイントを行使した時点で収益を認識しております。

③ 企業が顧客に提供する財又はサービスの識別

(代理人取引)

一部の販売取引について、顧客への販売取引における当社の役割が代理人に該当する取引については当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	773,082	580,509
減損損失	121,710	187,093

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングを実施しており、継続的に営業損益がマイナスとなっている等の理由により、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された場合、帳簿価額を使用価値まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。使用価値の算定にあたり使用した割引率は9.01%であり、当社の加重平均資本コストを用いております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、当社グループの中長期の事業計画を基礎とした店舗別の損益計画を用いており、当該計画は今後の施策や市場動向等による売上高の増加を主要な仮定として策定しております。

なお、これらの見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の回収可能価額（使用価値）が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	159,445	148,861

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、将来減算一時差異等の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく将来の課税所得の見積額及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の見積りにあたっては、当社グループの中長期の事業計画を基礎としており、事業計画は今後の施策や市場動向等による売上高の増加を主要な仮定として策定しております。

なお、これらの見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、実際の課税所得が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において繰延税金資産の回収可能性の見積りに影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2029年2月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(連結貸借対照表関係)

※1 商品売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預け入れているものであります。

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,074,662千円	1,865,591千円

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン

当社グループは、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

※4 財務制限条項

借入金のうち次の金額には純資産及び利益について次のとおり財務制限条項が付されております。

- ・2025年2月に終了する決算期（同決算期を含む。）以降の借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ・2025年2月に終了する決算期（同決算期を含む。）以降の借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年2月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
1年内返済予定の長期借入金	156,853千円	285,714千円
長期借入金	—	1,642,857

※5 その他のうち、契約負債の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
契約負債	2,684千円	3,627千円

(連結損益計算書関係)

※1 商品評価損

商品期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、洗い替え方式により算定した評価損が売上原価に含まれております。なお、当該金額は戻入額と相殺した後のものであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
商品評価損	△56,161千円	30,312千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
役員報酬及び給料手当	3,254,896千円	3,262,618千円
賞与引当金繰入額	42,200	43,070
退職給付費用	34,107	33,143
賃借料	2,163,283	2,027,105

※3 主として店舗閉店・改装に伴う除却損でありその内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
建物 (除却)	2,728千円	3,796千円
工具、器具及び備品 (除却)	5,228	3,191
撤去費用	876	14,387
計	8,832	21,376

※4 連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

場所	用途	店舗数	種類	金額(千円)
北海道	営業店舗	2	建物等	2,024
東北	営業店舗	3	建物等	6,480
関東	営業店舗	7	建物等	18,243
信越	営業店舗	1	建物等	3,237
東海	営業店舗	8	建物等	34,881
近畿	営業店舗	7	建物等	44,785
中国	営業店舗	2	建物等	474
九州	営業店舗	2	建物等	11,582
合計		32		121,710

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス等である店舗について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(121,710千円)として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりであります。

種類	減損損失(千円)
建物	119,552
長期前払費用	2,157
合計	121,710

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを8.34%で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零としております。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

場所	用途	店舗数	種類	金額(千円)
北海道	営業店舗	1	建物等	7,382
東北	営業店舗	7	建物等	12,579
関東	営業店舗	31	建物等	51,249
信越	営業店舗	6	建物等	14,362
北陸	営業店舗	2	建物等	6,249
東海	営業店舗	13	建物等	18,770
近畿	営業店舗	9	建物等	27,255
中国	営業店舗	3	建物等	7,560
四国	営業店舗	2	建物等	6,393
九州	営業店舗	13	建物等	28,688
沖縄	営業店舗	4	建物等	6,602
合計		91		187,093

当社グループはキャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしております。営業活動から生じる損益が継続してマイナス等である店舗について、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(187,093千円)として特別損失に計上しました。その内訳は以下のとおりであります。

種類	減損損失(千円)
建物	168,322
工具、器具及び備品	17,627
長期前払費用	1,144
合計	187,093

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを9.01%で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零としております。

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,051,384	—	—	12,051,384
A種優先株式	265	—	—	265
合計	12,051,649	—	—	12,051,649
自己株式				
普通株式	24,116	461	—	24,577
合計	24,116	461	—	24,577

(注) 普通株式の自己株式の増加461株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,637
提出会社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,004
提出会社	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,672
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,853
合計			—	—	—	—	13,166

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月18日 定時株主総会	A種優先株式	14,575	55,000	2023年2月20日	2023年5月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月16日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	14,575	55,000	2024年2月20日	2024年5月17日

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,051,384	—	—	12,051,384
A種優先株式	265	—	—	265
合計	12,051,649	—	—	12,051,649
自己株式				
普通株式	24,577	337	—	24,914
合計	24,577	337	—	24,914

(注) 普通株式の自己株式の増加337株は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,637
提出会社	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,004
提出会社	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,672
提出会社	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	3,853
合計			—	—	—	—	13,166

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月16日 定時株主総会	A種優先株式	14,575	55,000	2024年2月20日	2024年5月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 定時株主総会	A種優先株式	資本剰余金	14,575	55,000	2025年2月20日	2025年5月16日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
現金及び預金	2,945,061千円	2,044,249千円
現金及び現金同等物	2,945,061	2,044,249

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行借入によって行っており、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社グループの主な営業債権である売掛金、預け金については、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用管理等を実施することにより、リスクの低減を図っております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されておりますが、取引先ごとの期日管理及び残高管理、信用管理を行なうことによりリスク低減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係電子記録債務、未払金、未払費用は短期間で決済されるものであります。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。これらは、流動性リスク及び金利変動リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、為替予約の振当処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年2月20日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「設備関係電子記録債務」、「未払金」、「未払費用」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年2月20日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
差入保証金(1年内回収予定を含む)	2,035,840	2,030,693	△5,146
資産計	2,035,840	2,030,693	△5,146
1年内返済予定の長期借入金	1,041,473	1,024,330	△17,142
負債計	1,041,473	1,024,330	△17,142

当連結会計年度(2025年2月20日)

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
差入保証金(1年内回収予定を含む)	1,863,809	1,836,345	△27,463
資産計	1,863,809	1,836,345	△27,463
長期借入金(1年内返済予定を含む)	1,928,571	1,928,571	—
負債計	1,928,571	1,928,571	—

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年2月20日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,945,061	—	—	—
売掛金	161,647	—	—	—
預け金	613,940	—	—	—
差入保証金(※)	1,205,662	767,651	62,526	—
合計	4,926,310	767,651	62,526	—

(※) 差入保証金は、合理的に見積もった支払予定時期によっております。

当連結会計年度(2025年2月20日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,044,249	—	—	—
売掛金	181,779	—	—	—
預け金	510,859	—	—	—
差入保証金(※)	1,134,191	659,187	70,430	—
合計	3,871,080	659,187	70,430	—

(※) 差入保証金は、合理的に見積もった支払予定時期によっております。

２．借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年２月20日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,875,991	—	—	—	—	—
１年内返済予定の 長期借入金	1,041,473	—	—	—	—	—
合計	2,917,464	—	—	—	—	—

当連結会計年度(2025年２月20日)

(単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金 (１年内返済予定 を含む)	285,714	285,714	285,714	285,714	285,714	500,000
合計	285,714	285,714	285,714	285,714	285,714	500,000

３ 金融商品の時価の適切なレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(１) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(２) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年２月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	—	2,030,693	—	2,030,693
資産計	—	2,030,693	—	2,030,693
１年内返済予定の長期借入金	—	1,024,330	—	1,024,330
負債計	—	1,024,330	—	1,024,330

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積った支払予定時期ごとに分類し、元利金の合計額と決算日現在の国債利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

１年内返済予定の長期借入金

時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル２の時価に分類しております。

当連結会計年度（2025年2月20日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,836,345	—	1,836,345
資産計	—	1,836,345	—	1,836,345
長期借入金	—	1,928,571	—	1,928,571
負債計	—	1,928,571	—	1,928,571

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積った支払予定時期ごとに分類し、元利金の合計額と決算日現在の国債利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度34,107千円、当連結会計年度33,143千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

第1回ストックオプション

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 4名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 45,000株
付与日	2018年6月4日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2018年6月4日～2048年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

第2回ストックオプション

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 3名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 40,200株
付与日	2019年6月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2019年6月3日～2049年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

第3回ストックオプション

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 3名 当社子会社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 73,400株
付与日	2020年6月3日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年6月3日～2050年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

第4回ストックオプション

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 3名 当社子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 22,800株
付与日	2021年6月1日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年6月1日～2051年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	2018年5月17日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	7,600
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	7,600

会社名	提出会社
決議年月日	2019年5月16日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	11,600
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	11,600

会社名	提出会社
決議年月日	2020年5月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	21,600
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	21,600

会社名	提出会社
決議年月日	2021年5月14日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	22,800
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	22,800

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	2018年5月17日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	347

会社名	提出会社
決議年月日	2019年5月16日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	259

会社名	提出会社
決議年月日	2020年5月14日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	170

会社名	提出会社
決議年月日	2021年5月14日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	169

(3) 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

(4) スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
繰延税金資産		
減損損失	135,828千円	139,961千円
資産除去債務	200,062	178,041
貸倒引当金	1,327	1,406
事業整理損失	1,340	0
投資有価証券評価損	110,129	110,129
繰越欠損金(注)2	1,208,783	980,477
その他	30,631	30,081
繰延税金資産小計	1,688,102	1,440,098
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△1,111,483	△888,424
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△417,173	△402,812
評価性引当額小計(注)1	△1,528,657	△1,291,236
繰延税金資産合計	159,445	148,861
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△44,749	△30,952
繰延税金負債合計	△44,749	△30,952
繰延税金資産純額	114,696	117,909

(注) 1. 評価性引当額が237,421千円減少しております。この減少の主な要因は税務上の繰越欠損金の減少によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年2月20日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 a	221,971	—	39,134	—	—	947,677	1,208,783
評価性引当額	△124,671	—	△39,134	—	—	△947,677	△1,111,483
繰延税金資産 b	97,300	—	—	—	—	—	97,300

a 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた金額であります。

b 税務上の繰越欠損金1,208,783千円について、繰延税金資産97,300千円計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2025年2月20日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 a	—	39,134	—	—	530,320	411,023	980,477
評価性引当額	—	—	—	—	△477,401	△411,023	△888,424
繰延税金資産 b	—	39,134	—	—	52,919	—	92,054

a 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた金額であります。

b 税務上の繰越欠損金980,477千円について、繰延税金資産92,054千円計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年2月20日)	当連結会計年度 (2025年2月20日)
法定実効税率 (調整)	34.4%	—%
住民税均等割等	2.8	—
評価性引当額の増減	△77.3	—
期限切れ繰越欠損金	51.4	—
グループ通算制度による影響額	△2.4	—
その他	△0.4	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4	—

(注) 当連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

- 3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

- 4 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引上げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.4%から2027年2月21日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

- 1 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

- 2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は0.000%～1.300%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。但し、株式会社鈴丹からの引継分は、使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は1.280%～1.638%を使用しております。

- 3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
期首残高	597,685千円	581,069千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	53,050	6,478
時の経過による調整額	696	548
資産除去債務の履行による減少額	△70,363	△70,984
期末残高	581,069	517,111

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
小売事業		15,779,561	14,875,873
店舗	店舗	14,948,150	14,004,785
	アパレル	6,757,822	6,416,796
	雑貨	8,190,328	7,587,988
	F C	261,465	210,015
	E C	569,945	661,072
その他		161,643	164,811
顧客との契約から生じる収益		15,941,204	15,040,684

(注)「その他」の区分は、納品代行業務であります。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債は主に、顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた契約負債は「注記事項（連結貸借対照表関係）※5」に記載のとおりであります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

当社グループの報告セグメントは、小売事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

当社グループの報告セグメントは、小売事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

当社グループの報告セグメントは、小売事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

当社グループの報告セグメントは、小売事業のみであり、その他の事業セグメントは重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前連結会計年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
1株当たり純資産額	112円24銭	107円07銭
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	34円24銭	△3円96銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	28円36銭	—

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	411,775	△47,631
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	411,775	△47,631
普通株式の期中平均株式数(千株)	12,027	12,026
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(千株)	2,494	—
(うち新株予約権(千株))	(63)	—
(うちA種優先株式(千株))	(2,431)	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(※) 当連結会計年度において、優先配当の配当原資はその他資本剰余金とすることを予定しているため、普通株主に帰属する金額は、優先配当額を控除せずに算定しております。

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当連結会計年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
純資産の部の合計額(千円)	1,642,632	1,580,383
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	292,741	292,741
(うち新株予約権(千円))	(13,166)	(13,166)
(うちA種優先株式払込金額(千円))	(265,000)	(265,000)
(うち優先配当額(千円))	(14,575)	(14,575)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,349,891	1,287,642
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	12,026	12,026

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,875,991	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,041,473	285,714	1.105	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	—	1,642,857	1.105	2031年9月27日
計	2,917,464	1,928,571	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	285,714	285,714	285,714	285,714

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	中間連結会計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上高 (千円)	3,803,079	7,834,618	11,236,882	15,040,684
税金等調整前中間(四半期)純利益又は税金等調整前四半期(当期)純損失(△) (千円)	58,833	89,746	△15,386	△38,629
親会社株主に帰属する中間(四半期)純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	72,474	105,332	37,013	△47,631
1株当たり中間(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	6.03	8.76	3.08	△3.96

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	6.03	2.73	△5.68	△7.04

(注) 第3四半期連結累計期間に係る財務諸表に対するレビュー：無

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,443,077	1,486,298
預け金	※1 613,940	※1 510,859
貯蔵品	503	553
前払費用	12,948	5,680
未収入金	※2 1,196,447	※2 1,215,758
1年内回収予定の差入保証金	183,730	170,347
その他	348	86
流動資産合計	4,450,996	3,389,584
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	684,548	516,646
工具、器具及び備品（純額）	87,455	61,140
建設仮勘定	-	1,392
有形固定資産合計	772,003	579,179
無形固定資産		
ソフトウェア	25,439	9,101
ソフトウェア仮勘定	-	128,700
無形固定資産合計	25,439	137,801
投資その他の資産		
投資有価証券	4,800	4,800
関係会社株式	40,000	40,000
出資金	30	30
従業員に対する長期貸付金	86	-
長期前払費用	19,264	16,731
差入保証金	1,845,170	1,686,222
繰延税金資産	54,986	42,717
関係会社長期貸付金	※2 1,300,000	※2 1,600,000
貸倒引当金	△1,303,855	△1,604,085
投資その他の資産合計	1,960,482	1,786,416
固定資産合計	2,757,926	2,503,397
資産合計	7,208,922	5,892,982

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 2 月20 日)	当事業年度 (2025年 2 月20 日)
負債の部		
流動負債		
設備関係電子記録債務	2,365	22,737
短期借入金	※3 1,875,991	-
1年内返済予定の長期借入金	※4 706,853	※4 285,714
未払金	※2 456,278	※2 109,240
未払費用	119,947	111,512
未払法人税等	1,298	1,250
未払消費税等	32,797	-
預り金	33,317	31,024
賞与引当金	4,500	4,500
設備関係支払手形	-	3,190
資産除去債務	52,101	30,192
流動負債合計	3,285,449	599,361
固定負債		
長期借入金	-	※4 1,642,857
資産除去債務	527,668	485,618
長期未払金	8,554	7,509
関係会社事業損失引当金	1,729,252	1,558,060
固定負債合計	2,265,474	3,694,045
負債合計	5,550,924	4,293,407
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	100,000	100,000
その他資本剰余金	2,134,642	2,120,067
資本剰余金合計	2,234,642	2,220,067
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△684,733	△728,538
利益剰余金合計	△684,733	△728,538
自己株式	△5,077	△5,120
株主資本合計	1,644,831	1,586,408
新株予約権	13,166	13,166
純資産合計	1,657,997	1,599,575
負債純資産合計	7,208,922	5,892,982

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
営業収入	※1 3,242,400	※1 2,998,800
営業総利益	3,242,400	2,998,800
販売費及び一般管理費	※2 2,823,230	※2 2,619,349
営業利益	419,169	379,450
営業外収益		
受取利息	16	178
債務勘定整理益	-	2,564
業務受託料	1,020	1,020
未払配当金除斥益	396	-
債務免除益	245	-
その他	4	334
営業外収益合計	1,683	4,098
営業外費用		
支払利息	39,905	28,517
支払手数料	60	41,923
貸倒引当金繰入額	-	300,230
その他	83	278
営業外費用合計	40,049	370,949
経常利益	380,803	12,599
特別利益		
受取補償金	87,996	24,754
関係会社事業損失引当金戻入額	-	171,192
その他	-	1,805
特別利益合計	87,996	197,751
特別損失		
固定資産処分損	※3 8,832	※3 21,376
減損損失	121,710	187,093
関係会社事業損失引当金繰入額	119	-
その他	-	3,710
特別損失合計	130,662	212,180
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	338,137	△1,829
法人税、住民税及び事業税	△32,732	29,707
法人税等調整額	△44,880	12,268
法人税等合計	△77,612	41,976
当期純利益又は当期純損失(△)	415,750	△43,805

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,149,217	2,249,217	△1,100,483	△1,100,483
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△14,575	△14,575		
当期純利益					415,750	415,750
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	△14,575	△14,575	415,750	415,750
当期末残高	100,000	100,000	2,134,642	2,234,642	△684,733	△684,733

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,000	1,243,733	13,166	1,256,900
当期変動額				
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△14,575		△14,575
当期純利益		415,750		415,750
自己株式の取得	△77	△77		△77
当期変動額合計	△77	401,097	-	401,097
当期末残高	△5,077	1,644,831	13,166	1,657,997

当事業年度(自 2024年 2 月21日 至 2025年 2 月20日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	100,000	100,000	2,134,642	2,234,642	△684,733	△684,733
当期変動額						
剰余金（その他資本剰余金）の配当			△14,575	△14,575		
当期純損失（△）					△43,805	△43,805
自己株式の取得						
当期変動額合計	-	-	△14,575	△14,575	△43,805	△43,805
当期末残高	100,000	100,000	2,120,067	2,220,067	△728,538	△728,538

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△5,077	1,644,831	13,166	1,657,997
当期変動額				
剰余金（その他資本剰余金）の配当		△14,575		△14,575
当期純損失（△）		△43,805		△43,805
自己株式の取得	△42	△42		△42
当期変動額合計	△42	△58,422	-	△58,422
当期末残高	△5,120	1,586,408	13,166	1,599,575

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性低下による簿価切下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を実施しております。

(2) 無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社の財務状態等を勘案し、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社は「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、当社の収益は、主に連結子会社からの経営指導料等であります。

経営指導料等においては、連結子会社との契約内容に応じて受託した業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	772,003	579,179
減損損失	121,710	187,093

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）（固定資産の減損）」と同一のため記載を省略しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	99,736	73,669

(注) 繰延税金負債との相殺前の金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）（繰延税金資産の回収可能性）」と同一のため記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 商品売上代金のうち、ショッピングセンター等の店舗賃貸人に預け入れているものであります。

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
短期金銭債権	1,196,357千円	1,203,401千円
長期金銭債権	1,300,000	1,600,000
短期金銭債務	372,612	28,887

※3 当座貸越契約及びコミットメントライン

当社は、手元資金を厚く保持し財務基盤の安定性をより一層高めるため、取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。なお、この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	500,000千円	500,000千円
借入実行残高	—	—
差引額	500,000	500,000

※4 財務制限条項

借入金のうち次の金額には純資産及び利益について次のとおり財務制限条項が付されております。

- ・2025年2月に終了する決算期（同決算期を含む。）以降の借入人の各年度の決算期にかかる借入人の連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。
- ・2025年2月に終了する決算期（同決算期を含む。）以降の借入人の各年度の決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表における純資産の部の金額が、当該決算期の直前の決算期の末日又は2024年2月に終了する決算期の末日における借入人の連結の貸借対照表上における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上であること。

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
1年内返済予定の長期借入金	156,853千円	285,714千円
長期借入金	—	1,642,857

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
営業取引による取引高の総額		
営業収入	3,242,400千円	2,998,800千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
役員報酬及び給料手当	162,174千円	181,008千円
賞与引当金繰入額	4,500	4,500
退職給付費用	3,889	5,462
賃借料	2,133,848	1,997,381
減価償却費	229,596	158,327
おおよその割合		
販売費	5.7%	7.4%
一般管理費	94.3	92.6

※3 主として店舗閉店・改装に伴う除却損でありその内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)	当事業年度 (自 2024年2月21日 至 2025年2月20日)
建物 (除却)	2,728千円	3,796千円
工具、器具及び備品 (除却)	5,228	3,191
撤去費用	876	14,387
計	8,832	21,376

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格がない株式等の子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

区分	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
子会社株式	40,000	40,000

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
繰延税金資産		
減損損失	135,829千円	139,961千円
資産除去債務	199,614	177,593
貸倒引当金	448,917	552,286
関係会社事業損失引当金	599,519	504,976
投資有価証券評価損	110,130	110,129
繰越欠損金	247,144	11,256
その他	12,377	10,959
繰延税金資産小計	1,753,529	1,507,163
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△134,411	△11,256
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,519,383	△1,422,237
評価性引当額	△1,653,792	△1,433,494
繰延税金資産合計	99,736	73,669
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	44,750	30,952
繰延税金負債合計	44,750	30,952
繰延税金資産の純額	54,986	42,717

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年2月20日)	当事業年度 (2025年2月20日)
法定実効税率	34.4%	—%
(調整)		
住民税均等割等	0.3	—
評価性引当額の増減	△133.3	—
期限切れ繰越欠損金	68.4	—
グループ通算制度による影響額	8.1	—
その他	△0.9	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.9	—

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上したため、記載を省略しております。

3 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（2025年法律第13号）が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引上げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.4%から2027年2月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%に変更となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（重要な会計方針）5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額
有形固定資産	建物	2,247,680	113,235	424,434 (168,322)	109,018	1,936,482	1,419,835
	工具、器具及び備品	590,009	24,998	109,533 (17,627)	30,494	505,474	444,333
	建設仮勘定	—	146,324	144,932	—	1,392	—
	計	2,837,689	284,559	678,899 (185,949)	139,513	2,443,348	1,864,168
無形固定資産	ソフトウェア	340,157	2,476	—	18,814	342,633	333,532
	ソフトウェア仮勘定	—	128,700	—	—	128,700	—
	計	340,157	131,176	—	18,814	471,333	333,532
投資その他の資産	長期前払費用	103,394	8,941	5,661 (1,144)	10,330	106,674	89,943

(注) 1. 当期増加額の主なものは、次のとおりであります。

建物	新規・改装店舗内装等	113,235千円
工具、器具及び備品	新規・改装店舗内装等	24,998
ソフトウェア仮勘定	基幹システムの更新	128,700

2. 当期減少額の主なものは、次のとおりであります。

建物	閉鎖・改装店舗内装等	424,434千円
工具、器具及び備品	閉鎖・改装店舗内装等	109,533

3. 「当期減少額」()内は、内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得原価により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	1,303,855	300,230	—	—	1,604,085
賞与引当金	4,500	17,292	17,292	—	4,500
関係会社事業損失引当金	1,729,252	—	—	171,192	1,558,060

(注) 1. 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

3. 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当該関係会社の財務内容等を勘案し計上しております。

また、関係会社事業損失引当金の「当期減少額(その他)」は、貸倒引当金への振り替えによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	2月21日から2月20日まで
定時株主総会	5月20日まで
基準日	2月20日
剰余金の配当の基準日	8月20日、2月20日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当会社ホームページに掲載し、そのURLは次のとおりであります。 http://www.palemo.co.jp
株主に対する特典	毎年2月20日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、以下の基準により株主優待券を贈呈する。 300株以上 500株未満 1,500円 (500円券×3枚) 500株以上 1,000株未満 3,000円 (500円券×6枚) 1,000株以上 8,000円 (500円券×16枚)

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第39期)(自 2023年2月21日 至 2024年2月20日)2024年5月17日東海財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年5月17日東海財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第40期第1四半期(自 2024年2月21日 至 2024年5月20日)2024年7月3日東海財務局長に提出。

(4) 半期報告書及び確認書

第40期中(自 2024年2月21日 至 2024年8月20日)2024年10月4日東海財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

①企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株式総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年5月17日東海財務局長に提出。

②企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号 第19条第2項第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書

2024年9月17日東海財務局長に提出。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(5)② 臨時報告書の訂正報告書） 2024年9月20日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 5 月 16 日

パレモ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	下	津	和	也
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	端	地	忠	司
----------------	-------	---	---	---	---

＜連結財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパレモ・ホールディングス株式会社の2024年2月21日から2025年2月20日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2025年2月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

店舗用固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
パレモ・ホールディングス株式会社（以下「会社」という。）の当連結会計年度の連結貸借対照表において、有形固定資産580,509千円（連結総資産に占める割合8.3%）が計上されており、その大部分が店舗用固定資産で構成されている。また、連結財務諸表注記事項（連結損益計算書関係）※4に記載のとおり、当連結会計年度において187,093千円の減損損失を計上している。 会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位としてグルーピングを実施しており、店舗ごとに減損の兆候の有無を検討している。減損の兆候が認められる店舗については、各店舗の将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る店舗については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上している。 連結財務諸表注記事項（重要な会計上の見積り）（固定資産の減損）に記載のとおり、将来キャッシュ・フローの見積りは、経営者が作成した店舗別の損益計画を基礎として行われている。当該計画は、今後の施策の効果や市場動向等による売上高の増加を主要な仮定としていることから高い不確実性を伴い、このような経営者による判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、店舗用固定資産の減損が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、店舗用固定資産に係る減損の兆候把握、減損損失の認識及び測定の妥当性を検証するため、主に以下の手続を実施した。 ・減損の兆候把握、減損損失の認識の要否に関する判定及び減損損失の測定に係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・減損の兆候判定の基礎となる店舗別損益について、会計システムで生成される数値との照合を行った。 ・本社費の配賦基準について、実態に応じた配賦基準が選定され、当該配賦基準が継続的に適用されていることを確かめるため、配賦計算の正確性について計算突合を実施した。 ・取締役会の議事録を閲覧し、固定資産の減損損失の兆候判定にあたり考慮すべき閉店決議等の定性的な情報が網羅的に把握されているかを検討した。 ・店舗別の損益計画について、取締役会で承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りの根拠を確認のうえ、会社の過去実績の趨勢を踏まえ、事業計画における仮定の合理性を評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、パレモ・ホールディングス株式会社の2025年2月20日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、パレモ・ホールディングス株式会社が2025年2月20日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月16日

パレモ・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

五十鈴監査法人

本部・津事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 下 津 和 也

指定社員
業務執行社員 公認会計士 端 地 忠 司

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパレモ・ホールディングス株式会社の2024年2月21日から2025年2月20日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パレモ・ホールディングス株式会社の2025年2月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

(店舗用固定資産の減損)

財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「店舗用固定資産の減損」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「店舗用固定資産の減損」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書で、これに関する記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。